

第 2 日

口頭発表 (10:00～11:30)

第 3 会場

(教育学部棟 1 階 102 教室)

# 公立図書館の運営形態と学校図書館支援のあり方

永利和則  
福岡女子短期大学  
kazunori619@yahoo.co.jp

## 抄録

本稿の目的は、管理運営形態の相違が学校図書館支援のあり方にどのような影響を与えているかを明らかにし、学校図書館を支援する公立図書館の役割と可能性を考察することである。2018年7月から8月にかけて、全ての学校に学校司書が配置されていて、直営と指定管理者という運営主体が異なる5館の公立図書館を調査した。その結果、いずれの公立図書館も直接学校司書に働きかけながら学校図書館支援をしていた。しかし、一部の指定管理者では図書館システム等に課題が見られることがわかった。

## 1. はじめに

学校図書館法(1953年)では、「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。」とあり、学校図書館が公立図書館と連絡・協力することが規定されている。一方、図書館法(1950年)では、「(前略)学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。」、「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。」とあり、図書館資料の相互貸借も含め、公立図書館が学校図書館と連携・協力することが規定されている。

1980年代以降、国は行財政改革を推進する中で、「官から民へ」「民間活力の導入」の名のもと、地方自治体が管理運営する施設において、指定管理者制度、業務委託、PFI、市場化テストなどさまざまな制度の導入を求め、地方自治体は厳しい財政状況を改善するために前述の様々な制度を積極的に活用しながら財政削減を図ってきた。地方自治体は「公の施設」として管理運営する公立図書館もその対象としており、日本図書館協会の調査では2016年は16.5%の公立図書館が指定管理者制度を導入している<sup>2)</sup>。

このように公立図書館の管理運営形態が多様に変化する中でも、各地で学社連携の基盤となる公立図書館と学校図書館のさまざまな連携・協力が取り組まれている。しかし、これらの連

携・協力において、公共図書館の学校図書館支援の実態がどのように変化してきている十分に明らかにされていない。

そこで、本研究では、直営と指定管理者という運営主体が異なる公立図書館を調査し、これらの管理運営形態の相違が学校図書館支援のあり方に与える影響を明らかにし、学校図書館を支援する公立図書館の役割と課題を考察することを目的とする。

## 2. 研究方法

2018年7月から8月まで、九州内の公立図書館5館を訪問し、その学校図書館支援担当職員等に聞き取り調査と関連資料の収集を行った。調査対象には、(1)全ての学校に学校司書が配置されていること、(2)公立図書館が学校図書館支援業務を実施していること、(3)市レベルで同規模自治体であることを条件に、直営や指定管理者制度の運営主体が異なる公立図書館の中から、直営2館、指定管理者3館の5館を選んだ。なお、これらの市では学校図書館の業務委託等は行われていない。

調査の内容は、(1)自治体の概要について、(2)公立図書館の設置及び運営について、(3)学校図書館の設置及び運営について、(4)公立図書館の学校支援について、(5)その他の5項目である。

## 3. 結果

### 3.1 自治体の概要について

#### 表1 自治体の基本データ

自治体名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	予算(千円)
A市	113,042	14.15	32,867,526
B市	71,798	29.60	23,830,590
C市	61,652	53.19	19,700,000
D市	59,368	45.51	20,464,000
E市	49,144	276.85	29,298,000

上記の5か所の自治体は、九州管内の人口5万人から10万人程度の小規模の都市である。C市とE市は2005年度に平成の大合併を行って、行政サービスを提供する範囲が拡大したが、その他の自治体は合併していない。特に、A市とB市は市域が小さく人口が密集している。

このように、人口規模を比較的小規模な都市に統一することで条件を整えた。

### 3.2 公立図書館の設置及び運営について

表2 公立図書館の基本データ

自治体名	予算(千円)	組織	職員(人)	運営
A市	122,245	本館、移動図書館1	26	指定管理者
B市	74,568	本館、移動図書館1	23	指定管理者
C市	107,723	本館、分館2、移動図書館1	30	指定管理者
D市	104,911	本館、分室1、移動図書館1	17	直営
E市	194,200	本館、分館3	17	直営

予算面では、E市の図書館予算が多く、B市は少ない。このことはE市では2017年に本館を新築したことが2018年度も続いているからである。B市では図書館に派遣された市職員の人件費を図書館予算に含んでいないからである。

組織面では、全ての図書館が本館以外のサービスポイントを保有しており、特にE市以外は移動図書館を運行している。また、C市とE市は合併以前の旧自治体の図書館が分館となっている。職員数ではC市が30人と多くなっているが、勤務時間数が短い非常勤職員が多いためであり、それ以外は概ね20人前後である。

運営面では、A市は2018年からTRCが、B市は2000年から公益財団法人が指定管理者となって運営している。また、C市は2017年か

ら図書館を含んだ複合文化施設の指定管理者となった第三セクター会社から業務委託を受けたNPOが実際の図書館業務を行っている。一方、D市は2008年に財団法人の指定管理者から、E市は2016年にNPOの指定管理者からそれぞれ直営に戻っている。

このように、予算面では多少ばらつきはあるものの1億円規模であり、組織面では本館を中心にした図書館ネットワークが構築されている。ただし、直営の2館でも指定管理者を経験していたことは特徴的なことである。

### 3.3 学校図書館の設置及び運営について、

表3 学校図書館の基本データ

自治体名	学校数(校)	学校司書(雇用形態、人数、勤務時間・勤務日数)
A市	小学校12、中学校6	嘱託18、1日5時間、小学校週4日、5日、中学校週3日
B市	小学校7、中学校4	臨時11、1日5時間、年間210日
C市	小学校7、中学校3	嘱託10、1日6時間、週5日
D市	小学校8、中学校5	嘱託13、1日7時間45分、週5日
E市	小学校10、中学校5	嘱託15、1日6時間、週5日

5か所の自治体は全ての小中学校に専任の学校司書を配置している。学校司書の雇用形態は、B市が臨時職員で、その他の市は嘱託職員である。勤務時間は1日5時間から7時間45分であるが、勤務時間帯はそれぞれの学校によって独自に決められている。また、勤務日数はC市、D市、E市が週5日で毎日学校司書が勤務しているのに対し、A市とB市では日数が短く、さらにA市では小・中学校で日数に差が設けられている。

このように、全て専任の学校司書が配置されている自治体にしたのは、学校司書の存在が学校図書館の活動を左右しているため、学校図書館の活動状況を比較検討するためには必要条件と判断したからである。

### 3.4 公立図書館の学校支援について

5か所の自治体の公立図書館の学校支援を、(1)～(4)の図書館資料の物流支援、(5)～(7)の図書館資料のシステム支援、(8)～(10)の図書館関係者への人的支援の3つのカテゴリーに分けた。

(1)～(4)の図書館資料の物流支援は、全ての自治体が行っている。(1)では巡回回数に週1回と週2回の差がある。配送業務は、A市、B市、C市、E市では図書館職員が、D市ではシルバー人材センターが担っている。市立図書館職員が巡回している自治体では、学校司書へのアドバイスも行っているケースもある。C市では分館への配送業務に合わせて実施している。D市では市立図書館と学校だけではなく、学校間の配本業務も行っている。(2)では学校図書館の読書センター機能を補完する目的で行われていて、3か月から1学期間、学校図書館や学級文庫へ貸出している。ほとんどの自治体が配本での貸出だが、A市は図書館への来館での貸出となっている。(3)では学校図書館の学習センター・情報センター機能を補完する目的で行われていて、各学校の個別の依頼に応じて、授業で使用する本を配本している。A市とE市ではいくつかのテーマに沿った本をセット化している。(4)ではE市は移動図書館を保有していないために実施していないが、A市では移動図書館車の巡回ステーションに学校がない。それ以外の自治体では移動図書館車が市内の小学校を巡回し、児童の読書活動推進の役割を果たしている。

(5)～(7)の図書館資料のシステム支援では、(5)と(6)の関連性が深い。(5)ではA市が2014年12月に京セラ、D市が2011年3月に富士通、E市が2017年11月にNTTデータの図書館管理ソフトウェアを使用して、市立図書館と学校図書館のシステムを統合している。C市は2013年3月にNECのソフトウェアを使用して、市立図書館と学校図書館のシステム統合を行ったが、2017年に指定管理者制度への移行と同時に市立図書館と学校図書館のシステムを分離して現在に至っている。これは、児童・生徒の個人情報情報は民間である指定管理者とは共有できないというのが理由であった。一方、2018年4月

表4 公立図書館の学校支援の内容

学校支援の内容	A市	B市	C市	D市	E市
(1)学校への巡回配本サービス	週1回	週1回	週2回	週2回	週2回
(2)学級文庫等への団体貸出	○	○	○	○	○
(3)授業支援用の資料貸出	○	○	○	○	○
(4)移動図書館車の乗り入れ	×	○	○	○	×
(5)図書館システムの統合	○	×	×	○	○
(6)学校図書館データの入力	○	×	×	△	○
(7)蔵書点検作業の支援	○	○	×	○	×
(8)学校司書研修	○	○	×	○	○
(9)学校図書館関係者会議	○	×	○	○	○
(10)図書委員等の研修	○	○	×	○	×

に指定管理者に移行したA市は、指定管理を監督する地域教育課に図書館システムの管理サーバーを置くので問題はなく、2019年度の更新も統合のままで行うということであった。B市はNECのソフトウェアであるが、図書館システムは分離している。(6)ではA市とD市がTRCマーク、E市がトーハンマークで市立図書館と学校図書館の書誌データを統一している。A市とE市は市立図書館が学校図書館側で購入した図書の抽出マークの取り込み作業を担っているが、D市は学校側が行っている。また、学校図書館の利用者データはA市、D市、E市とも共有している。(7)ではA市、B市、D市は市立図書館職員が学校に出向き、蔵書点検作業を一緒に行っている。C市は市立図書館の蔵書点検用の機器を貸出しているが、人的な支援は行っていない。E市は昨年データを統合したばかりで、蔵書点検の具体的な作業方法は未定である。

(8)～(10)の図書館関係者への人的支援では、研修会や会議の実施・参加がある。(8)の研修会には、学校司書を対象に教育委員会主催で市立図書館が担当している研修会と学校司書の組織を作って自らテーマを決めて実施している研修会の2種類がある。C市以外の自治体は、これらの研修のいずれかに関わっている。なお、C市では、校長会に学校司書部会の研修会への参加を働きかけている段階である。(9)の会議は、教育委員会の学校担当部署、学校、市立図書館など学校図書館の関係者が連絡や協議をする会議である。B市以外の自治体では年1回以上開催することで、この会議が調整機関の役割を果たしている。(10)図書委員の研修は、小中学校の図書委員を対象とした市立図書館主催の研修のことである。A市、B市、D市では、県の補助事業であった「小学生読書リーダー養成講座」「中学生読書サポーター養成講座」を市立図書館が実施していた。県の補助事業が終了した現在でも自治体単独の事業として継続している場合

が多い。これは図書委員に対する研修が学校図書館の活動の改善と子ども同士の読書の働きかけを促す効果が高いと学校・市立図書館の双方で認識されているためだと考える。

このように公立図書館の学校支援は、物流支援、人的支援では管理運営形態の相違にはほとんど関係なく同じように行われている。システム支援では、指定管理者に移行したA市とC市とでは学校図書館を利用する児童・生徒の個人情報情報の取り扱いで差異が出ており、課題となっている。一方で、特に最近2・3年で運営形態を変更したA市、C市、E市の3自治体では、それまでの図書館サービスを維持しながら新たなサービスを推進しようと努力している姿も見られた。

### 3.5 その他

A市では、2018年4月の指定管理者制度導入に併せて、市立図書館が所属していた社会教育課を学校図書館の所管も追加した地域教育課に改編した。このことは、2018年10月の文部科学省の組織再編を念頭に入れたものであり、今後は近隣自治体への波及も考えられる。

B市では、2017年10月に市長の指示で全ての中学校に学校司書が配置された。それまでは市立図書館に派遣された市職員から3名が週3回訪問し学校図書館業務をサポートしていた。

C市では、2019年度、市立図書館に学校図書館支援センターを設置する準備中である。具体的には、近隣の学校図書館支援センターを視察して、市内の校長会とも協議を重ねている。

D市では、2018年7月の機構改革で、図書・文化課図書係から図書課図書係に改編し、学校図書館支援センターが教務課から図書課に移行した。また、2018年度は学校図書館支援センターが各学校の授業支援用資料の貸出依頼に対応して相互貸借した図書とその使用した評価を反映できる図書館システムを富士通と共同開発している。

E市では、2017年11月に開館した市立図書館の準備中だった8月から10月まで市立図書館職員と学校司書が協働で学校図書館のデータ入力作業等を行った。この結果、市立図書館と学校図書館の職員間で業務内容の相互理解が深まり、連携がより緊密となった。

このように5か所の自治体では、昨年と今年だけでも市立図書館と学校図書館の間で様々な動きがあっている。また、2020年度からの会計年度任用職員制度<sup>3)</sup>は、自治体で働く全ての嘱託職員及び臨時職員に関係する新たな職員制度

であり、公立図書館と学校図書館の姿が大きく変貌する可能性を孕んでいる。

## 4 考察

本研究では5か所の自治体の公立図書館において直営と指定管理者の運営形態の違いが学校支援にどのような影響を及ぼすか調査したが、物流支援、人的支援では大きな差は見られなかった。ただし、物流支援では学校司書の雇用・勤務体制と公立図書館からの授業への支援との関係を明らかにできなかったことは今後の課題である。また、システム支援では民間事業者である指定管理者が公立学校の児童・生徒の個人情報共有に限界を持つこと、授業支援用資料を使用した際の評価を可視化する図書館システムの開発が進んでいることがわかった。

その他では、国の新たな動きが公立図書館と学校図書館に対して影響を与えるとした。その一つは文部科学省の組織再編である。公立図書館と学校図書館を共に所管する組織を新設する自治体が数多く出現することも考えられる。二つ目は会計年度任用職員制度の導入によって公立図書館と学校図書館を担っている嘱託職員・臨時職員のあり方が大きく変化することが予想される。

## 5 今後の課題

今後は、(1)物流支援と授業への支援との関係、(2)図書館システム統合での自治体と指定管理者との関係、(3)文部科学省の組織再編に伴う自治体での公立図書館と学校図書館の所管の関係、(4)会計年度任用職員制度導入による公立図書館と学校図書館での嘱託職員等の職員体制について、質問紙等を使って引き続き調査を行っていきたい。

## 引用文献

- (1) 図書館雑誌編集委員会, 「特集☆公立図書館の管理・運営の多様化」『図書館雑誌』Vol112, No.6, 2018, p.379-401.
- (2) 日本図書館協会図書館政策企画委員会. 「図書館における指定管理者制度の導入等について2017年調査(報告)」, <http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committee/torikumi/sitei2017.pdf>. (参照 2018-10-1).
- (3) 上林陽治, 「会計年度任用職員制度導入に備える」『みんなの図書館』No496, 2018, p60-71.

## 公共図書館に向けた「がん情報ギフト」の効果と課題

須賀千絵 (実践女子大学) suga-chie@jissen.ac.jp  
 池谷のぞみ (慶應義塾大学) nozomi.ikeya@keio.jp  
 桂まに子 (京都女子大学) katura@kyoto-wu.ac.jp  
 田村俊作 (元慶應義塾大学) tamaran@z3.keio.jp  
 松本直樹 (慶應義塾大学) matsumoton@keio.jp  
 三輪眞木子 (放送大学) miwamaki@ouj.ac.jp  
 八巻知香子 (国立がん研究センター) cyamaki@ncc.go.jp

### 抄録

本研究の目的は、国立がん研究センターによるがん情報ギフトの寄贈を受けた館でのギフトの活用方法やギフトに対する認識を調査することを通して、プロジェクトの効果と課題を検証することである。2018年3月まで寄贈を受けた43館にアンケート調査を実施し、展示光景の写真等と共に分析を行った。その結果、信頼できる情報が提供できた等の効果が認識されていた一方で、プロジェクトのねらいが図書館側に十分に理解されていないなどの課題があることが判明した。

### 1. はじめに

国のがん対策の中心機関である国立がん研究センターは、がんに関する信頼できる情報の普及のため、医療、福祉、図書館の連携を推進しており、その一環として、2017年7月より「がん情報ギフト」プロジェクトを開始した。がん情報ギフト（以下、ギフト）とは、国立がん研究センターの発行するがん関連のパンフレット・リーフレット等のセットを公共図書館に寄贈するという取り組みである<sup>1)</sup>。(表1)(図1)。

表1 ギフトのセット内容

		配布数	
閲覧用パンフレット	「がんの冊子」(57種・6分冊)注1)	各1	
	『がんと仕事のQ&A』	1	
配布用パンフレット・リーフレット	「がんの冊子」	『胃がん』	50
		『大腸がん』	50
		『大腸がん』	50
		『乳がん』	50
		『科学的根拠に基づくがん予防』	50
		『家族ががんになったとき』	50
		『ガンの療養と緩和ケア』または『もしもがんと言われたら』	50
	『がんと仕事のQ&A』	20注2)	
『知れば安心がん情報』	500		
卓上パンフレットスタンド (A4判用・A5判用)		各1	

注1) 「がんの冊子」シリーズ本体のタイトル見直しに即して、途中から46種(5分冊)に変更。

注2) 印刷ロット数の関係上、途中から5部に変更。



図1 がん情報ギフト\*<sup>1)</sup>

ギフトの中心は、がん患者やその家族などに向けて、各種がんの個別の解説やその他のトピックをコンパクトにまとめた「がんの冊子」シリーズのパンフレットである。刊行中の全タイトル各1部をバインダーに入れ、一部のタイトルは配布用として複数部数を寄贈した。また地域によって、地元のがん相談支援センターが「療養サポートハンドブック」(それぞれの地域におけるがん患者に対する各種支援について案内する印刷物)を提供し、上記セットと合わせて寄贈したところもある。

事業の原資は一般からの寄付であり、寄付する際に、寄贈先の都道府県の指定ができる。指定を受けた都道府県への寄付が3万円集まるごとに、都道府県立図書館を通して、図書館1館にギフトが寄贈される。寄贈先は、都道府県立図書館が希望を募って決める。2018年7月末までに、全国27都道府県75館の公共図書館に

ギフトが寄贈された。寄贈を受けた館には、展示光景の写真と100～200字程度のメッセージの提供が求められ、これらはプロジェクトを紹介するページに掲載された<sup>1)</sup>。

本研究の目的は、寄贈を受けた図書館におけるギフトの活用方法、図書館のギフトに対する認識等を調査し、プロジェクトの効果と課題を検証することである<sup>2)</sup>。

## 2. 方法

効果や課題を知るには、寄贈から一定の期間を経ている必要がある。そのため研究の対象は、2018年3月までにギフトの寄贈を受けた43館とした。43館の内訳は表2に示した。都立中央、多治見市、三島市、めりーらいん<sup>3)</sup>参加館(尾張旭市、日進市、瀬戸市、長久手市)、東近江市能登川図書館など、健康・医療情報サービスに定評のある館も含まれている。

2018年8月に、対象館にアンケート調査を実施し、計35館から回答を得た(回収率81.3%)(2018年9月7日現在)。合わせてギフトの展示の状況などについて詳細な情報を得るため、図書館からがん研究センターに提供された展示光景の写真やメッセージ、各図書館webサイトやTwitter、新聞記事等を収集した。

## 3. 結果

アンケートの結果と写真等の資料に基づいて分析した結果を以下に示す。後者については、アンケートの回答がなかった館のものも分析に使用した。文中で市町村立図書館は「市立」、都道府県立図書館は「県立」と略記した。

### 3.1 展示期間・配架場所

ほぼすべての館(31館)がギフトを常設で展示している。この中には1か月程度テーマ展示し、その後配架場所を移したものも含まれる。配架場所は20館が「医学関係の本の書架の近く」と回答している。このほかに「健やか生活応援コーナー」「めりーらいん(医療情報)コーナー」など類似の名称のコーナーに配架した例(2館)も合わせると、約半数が健康・医療に関わる資料の近くにギフトを配架している。

表2 調査対象館

No	都道府県	設置者	図書館名	蔵書冊数 (千冊)
1	北海道	市立	函館市中央図書館	712,989
2	岩手県	県立	岩手県立図書館	769,800
3	岩手県	市立	紫波町図書館	88,286
4	東京都	県立	都立中央図書館	2,019,601
5	東京都	県立	都立多摩図書館	517,358
6	富山県	市立	黒部市立図書館黒部館	170,304
7	富山県	町立	朝日町図書館	108,717
8	富山県	市立	砺波市立砺波図書館	241,019
9	石川県	県立	石川県立図書館	833,486
10	福井県	県立	福井県立図書館	990,302
11	福井県	県立	福井県立若狭図書館学習センター	277,824
12	長野県	県立	県立長野図書館	694,272
13	長野県	市立	市立小諸図書館	138,417
14	岐阜県	県立	岐阜県図書館	1,040,409
15	岐阜県	市立	高山市図書館	205,413
16	岐阜県	市立	美濃加茂市中央図書館	144,533
17	岐阜県	市立	大垣市立図書館	368,359
18	岐阜県	市立	多治見市図書館	439,106
19	岐阜県	市立	土岐市図書館	185,522
20	静岡県	県立	静岡県立中央図書館	820,541
21	静岡県	市立	三島市立図書館	415,179
22	静岡県	市立	浜松市立城北図書館	249,835
23	静岡県	市立	裾野市立鈴木図書館	197,574
24	愛知県	県立	愛知県図書館	1,129,199
25	愛知県	市立	日進市立図書館	363,427
26	愛知県	市立	長久手市中央図書館	223,951
27	愛知県	市立	瀬戸市立図書館	309,914
28	愛知県	市立	尾張旭市立図書館	205,654
29	愛知県	病院	愛知医科大学病院健康情報室(患者図書室)	約1,000冊 (図書)
30	三重県	県立	三重県立図書館	857,793
31	三重県	市立	尾鷲市立図書館	69,803
32	三重県	町立	紀宝町立鶴殿図書館	58,926
33	三重県	町立	多気町立勢和図書館	85,363
34	滋賀県	市立	米原市立山東図書館	138,373
35	滋賀県	市立	長浜市立長浜図書館	269,262
36	滋賀県	市立	高島市立今津図書館	165,281
37	滋賀県	市立	守山市立図書館	315,223
38	滋賀県	市立	東近江市立能登川図書館	218,841
39	滋賀県	県立	滋賀県立図書館	1,411,705
40	兵庫県	市立	姫路市立城内図書館	535,027
41	鳥取県	県立	鳥取県立図書館	1,103,847
42	島根県	市立	出雲市中央図書館	244,087
43	香川県	県立	香川県立図書館	1,002,630

出典：29以外 『日本の図書館2017』日本図書館協会，2017。

29のみ 『アイブラリー通信』no.1, 2015。

写真からは、「医学関係の本の近く」という配架位置にもさまざまなパターンがあることがわかった。例えば、健康・医療関連資料の置かれている書架やそれに隣接する書架の数段をギフト専用としたもの、低書架の上段に置いたもの、書架の近くに机やパンフレット専用書架を置いて配架した例などがあつた。レイアウト方法によって、健康・医療関連の資料の中に埋め込まれているように感じられるものがある一方、書架とは別の机の上に別置されているものなど、他の資料と離され区別されているように感じられるものもあつた。

### 3.2 ギフト以外の資料や情報源との関連

ギフトと一緒に配架・展示した資料・パンフレット等について尋ねたところ、がん関連の所蔵資料(17館)と回答した館が約半数あつたほか、関連のパンフレットやちらし(医療機関16館、がん検診12館、その他のがん関連16館)の回答も多かつた。ユニークな例では大腸がん検診用キット(市立1館)という回答もあつた。

一方で、一緒に配架しているものは特にないという回答も5館あつた。さらに写真を見ると、一緒に所蔵資料や他のパンフレットを配架していると回答している場合でも、その種類がごく少ない館もあつた。

### 3.3 サイン・展示解説

サインや展示解説の内容は、「がん情報ギフトのテーマ名」(25館)、「がん情報ギフトプロジェクトの紹介」(14館)が多かつた。写真からは、ギフトに同封されていたA4判1枚のプロジェクトの紹介文を掲示、配布した例が多く確認できた。一方で、市民に向けた「寄付の案内」(5館)は少なかつた。

### 3.4 受入

ギフトとして寄贈された資料については、「全部または一部受け入れた」が計20館、一方、「受け入れなかつた」が14館あつた。「受け入れなかつた」のうち、データ登録はしていないが、館内閲覧用として活用していると回答した館が4館あつた。受け入れなかつた理由としては、「形状が書架での保管や貸出に適していない」(10館)が最も多かつた。自由記述でも、図書

の形態での提供を求める声が複数あつた。

なおパンフレットを受け入れ、データ入力している場合でも、OPACを検索したところ、一部の図書館では個々の内容細目が入力されておらず、個々のがんの名称等からパンフレットを検索できない状態にあつた。

閲覧用のパンフレットはバインダーに収納されているが、寄贈された状態では、背表紙に内容が書かれていなかった。外から見て内容がわからないため、写真からは、寄贈を受けた館の側で、個々のパンフレットの名称を背表紙に書き加えている館も多く見られた。

### 3.5 パンフレットに対する利用者の反応

配布用パンフレット・リーフレットのうち、好評であつたもの、反応が乏しかつたものを順位で尋ねた。タイトルによる配布枚数の違いなどから厳密な比較はできないが、持ち帰り状況からおおよその順位を付けてもらった。(表3)

表3 各パンフレットの好評・反応の乏しさの順位

好評		反応が乏しい
1-3位累計 (館)	パンフレット類の名称	1-3位累計 (館)
10	『胃がん』	3
11	『大腸がん』	3
3	『肺がん』	5
6	『乳がん』	7
11	『家族ががんになったとき』	3
3	『がんの療養と緩和ケア』	2
9	『もしも、がんと言われたら』	2
10	『科学的根拠に基づくがん予防』	3
12	『がんと仕事のQ&A』	2
1	『知れば安心がん情報』	10
0	その他	1
9	大きな差はなし	14
1	不明	3

10館が『科学的根拠に基づくがん予防』を好評だつたと述べているが、自由記入で「パンフレットの無くなり方が圧倒的に予防についての方が早かつた」(市立)という記載も見られた。

反応が乏しかつたパンフレットとして1位から3位に挙げた館の合計で最も多かつたのは、『知れば安心がん情報』(10館)であつた。ただこのパンフレットについては配布枚数の多さを考慮する必要がある。次いで「乳がん」を挙げ

た館が多かった(7館)。

### 3.6 広報

図書館のwebサイト(14館)、SNS(7館)、マスコミへのプレスリリース(9館)、館報等の印刷物(8館)が多かった。「その他」には「館内掲示」を挙げた館が4館あり、この4館は他の広報手段を使用していなかった。ユニークな例としては、「新聞コラム」「ラジオ生出演」(各1館)などがあった。「特になし」という選択肢は設けていなかったが、「その他」に「特になし」と記載した館が3館、またいずれの選択肢も選択していない館が2館あった。

なお鳥取県立では、ギフトの配布用パンフレット以外で独自に「貸出セット」を作り、寄贈登録を検討している公共図書館や、ギフトの対象外の高校図書館に貸し出す取り組みを行っていることがわかった。

### 3.7 効果

8割以上の館(29館)が「信頼できるがん情報の提供」を挙げ、3割以上の館が「資料収集の参考」(13館)、「パンフレット配布のきっかけ」(14館)、「関係機関との連携のきっかけ」(11館)を挙げた。効果として「連携のきっかけ」を挙げていない館の中にも、「医療関係者に対しても、当館が信頼できる情報提供に努めていることがPRできた」(県立)等の回答があり、連携の必要性を意識している様子が伺えた。

また連携先として、医療機関のほかに、「県内のがん情報ギフト設置館」(市立)を挙げた館もあった。

### 3.8 課題

効果に比べると、課題を指摘した館は少なかった。「新しい情報の追加」(7館)、「パンフレットの種類の見直し」(6館)、「効果的な展示方法」(5館)が比較的多かった。他の項目の自由記入も合わせると、最も多い要望は、パンフレットの追加補充であった(9館)。

## 4. がん情報ギフトの効果と課題

ギフトを通して、図書館は、がん関係の信頼できる情報をまとまった形で入手することがで

きた。アンケートから、多くの館が「信頼できるがん情報の提供」「資料収集の参考」などの点での効果を認識していることが明らかとなった。一方、国立がんセンターにとっては、図書館における展示によって、webや病院での配布に加え、いっそう多くの人のもとに「がんの冊子」等のパンフレットを届けることができた。

しかし一方で、分析を通してギフトの課題も明らかとなった。ギフトの主なねらいは、図書館を通して信頼できる情報を全国に届けることにあり、寄贈を受けた館は、写真やメッセージの提供などを通し、積極的にプロジェクトの拡大に協力することが期待されている。しかしその意図は図書館側に十分に伝わっておらず、寄付への呼びかけを行った図書館も一部にとどまっている。またギフトは健康・医療情報を充実させるきっかけとして送付されており、ギフトとして固定的に扱うことは求められていない。しかし多くの館がギフトを他の資料と区別した固定的なコレクションとして扱い、継続的な資料の送付を求めていることも判明した。整理の点でも、装備やデータ入力などに工夫の余地がある。プロジェクトのスキームやねらいを図書館に伝えるためには、例えば一部地域で試行的に実施し、課題を整理したり、具体的な活用例をPRすることも必要であったように思われる。調整等の負担がかかる都道府県立図書館と十分な話し合いを行うことも求められるだろう。

今後、がん情報ギフトプロジェクトを継続・発展させるために、具体的にどのような取り組みを行うことができるか考えていくために、プロジェクトの検証を引き続き行う予定である。

### 引用文献

- (1) 国立がん研究センター「信頼できるがん情報を身近な公共図書館へ届けるを贈る届けるを支える『がん情報ギフト』プロジェクト」  
[https://www.ncc.go.jp/jp/d004/donation/ganjoho\\_gift/index.html](https://www.ncc.go.jp/jp/d004/donation/ganjoho_gift/index.html),  
(参照 2018-09-29).
- (2) 発表者のうち八巻以外の6名はギフト事業に直接関与していない。本研究で、八巻はアンケートの設計までの部分を担当した。
- (3) 愛知医科大学総合学術センターと近隣の公共図書館4館の連携による健康支援事業。

# 公共図書館における医療健康情報サービスの質向上のための

## メディアドクター指標活用の可能性

佐藤正恵<sup>1)</sup> 磯部ゆき江<sup>2)</sup> 三輪眞木子<sup>3)</sup> 北澤京子<sup>4)</sup> 渡邊清高<sup>5)</sup>

1) 千葉県済生会習志野病院  
総務課図書室  
library\_sato@mbr.nifty.com

2) 日本図書館協会事務局

3) 放送大学

4) 京都薬科大学

5) 帝京大学医学部内科学腫瘍内科

### 抄録

本研究の目的は、公共図書館における医療健康情報提供の質を高めるための図書館員向けの研修方法を検討することである。先行研究で課題として挙げられた①医学などの専門知識の不足 ②専門家との連携 ③研修の場の必要性を解決する方法として、「メディアドクター指標」に着目し、新聞記事を題材に医療健康情報の質を吟味するワークショップ(WS)を開催した。医療情報の信頼性やメディアの医療情報を批判的に吟味する方法の知識習得に効果が見られ、WS実施は図書館における研修の一案として、医療健康情報提供の質向上に成果が期待される。

## 1. 背景と目的

高齢化が進行する日本において、信頼できる医療・健康情報への市民のニーズが高まっている。中でも公共図書館では「課題解決型サービス」の広がりにより、医療健康情報サービスの実施率が高いことが報告されている<sup>1)</sup>。

さらに、磯部らの調査(2017-18年)<sup>2)</sup>によれば、がんを始めとする医療健康情報サービスは都道府県立47館及び政令指定都市20館では、何らかの形で100%実施されているものの、課題として①図書館員の医学などの専門知識の不足 ②専門家との連携 ③研修の場の必要性が指摘された。

本研究の目的は、上記3点の課題を解決に向け、公共図書館を含む各種図書館における医療健康情報提供の質を高めるための図書館員向けの研修方法を検討することである。中でも、上記①～③の課題を解決する手段として、筆者らは「メディアドクター指標」を使用したワークショップ(以下WS)に着目した。

## 2. メディアドクター指標とは

本項ではメディアドクター(Media Doctor)の活動およびその指標について述べる。

メディアドクターとは、新聞やWebサイトなどのメディアを通じて社会に発信される医療・健康情報の質を高めるための非営利の活動である。

2004年にオーストラリアにおいてニューキャッスル大学のD.Henry教授を中心とした疫学者、臨床医、元ジャーナリストによりMedia Doctor Australia(以下MDA)が発足したのが始まりである<sup>3)</sup>。その後、カナダ、米国、ドイツなどでも実施されてきた。具体的には、臨床疫学をはじめとする医学の視点から作成された「メディアドクター指標」を用いて、メディアでの医療・健康情報を批判的に吟味し、採点・公表する活動である。

(表1)にMDAの評価項目を挙げた。

日本では、東京大学医療政策人材養成講座有志による2007年の実証実験を契機に、医療者とジャーナリストによる「メディアドクター研究会」(以下MDJ)が同年より活動を開始した。日本での活動の特徴として、MDJのWebサイトには以下の記述がある。「日本における活動で

は、単に記事の内容について論評したり批判したりするというだけでなく『見出しの裏側“Behind the headline”』にある背景や、報道事例をめぐって現状の到達点と課題、研究成果の意義と限界、報道の影響や改善点、患者・市民からみた医療・健康報道の望ましいあり方、などについて、定期的開催する定例会においてさまざまな立場からなる参加者により議論を行うことが、海外にはない特色といえます。<sup>4)</sup>

MDJ の定例会は、隔月の土曜日午後に行われることが多く、毎回の参加者は 30~80 名であり、海外の活動に較べて、医療者、ジャーナリスト、公共・専門図書館員、編集者、企業広報、政策立案者、学生、患者支援者・市民など、参加者の属性が多様なことが特徴である<sup>5)</sup>。MDJ が定例会 WS で用いるメディアドクター指標は、MDA の指標を基に日本の実情に合わせてカスタマイズして使用されている (表 2)。

(表 1) Media Doctor Australia rating instrument

1. Availability (実施可能性)
2. Cost (費用)
3. Disease mongering (病気の売り歩き)
4. Evidence (科学的根拠)
5. Harm (害)
6. Novelty (新規性)
7. Quantification of benefit (有益性の絶対評価)
8. Press release (プレスリリースへの依存)
9. Sources (情報源の明示)
10. Options (他の選択肢の有無)

引用文献(3)より一部改編

(表 2) メディアドクター指標

◆記事で扱う医療 (治療・検査・薬剤・手技) について、1~10 の質問に基づき、【満足=○】か【不満足=×】かを記入してください。記事の内容・位置付けから「言及の必要がない (評価の対象外)」と考える場合は NA (Not Applicable) としてください。
1 利用可能性 (Availability) 医療や薬剤について、現在利用可能か、どのような人の利用に適しているか、正確な情報を提供していますか?

2 新規性 (Novelty) 医療や薬剤について、どのような点が新しいか、正確な情報を提供していますか?
3 代替性 (Alternatives) 医療や薬剤について、既存の代替できる選択肢と比較していますか?
4 あおり・病気づくり (Disease Mongering) あおりや病気をつくり出す内容になっていませんか?
5 科学的根拠 (Evidence) 医療や薬剤について、科学的根拠の質を踏まえて書かれていますか?
6 効果の定量化 (Quantification of Benefits) 医療や薬剤の効果を適切に定量化していますか?
7 弊害 (Harms) 医療や薬剤の弊害について、正確でバランスのとれた情報を提供していますか?
8 コスト (Cost) 医療や薬剤の入手・利用などに必要な費用について述べていますか?
9 情報源と利益相反 (Sources of Information/Conflict of Interest) 記事は独立した情報源を用いており、利益相反についても明示していますか?
10 見出しの適切性 (Headline) 見出しは、内容を適切に分かりやすく要約していますか?

メディアドクター研究会作成  
\*無断での引用・転載・複製を禁じます。  
メディアドクター研究会のウェブサイト  
(<http://www.mediadoctor.jp>)「リンク・著作権など」のページから引用・転載・複製の許諾を得てください。

MDJ の定例会の基本は、主に以下の構成から成る<sup>5)</sup>。

- ・プレセミナー(約 30 分): 主に医療情報の初心者を対象に、医学図書館員や医療者、ジャーナリストが医療のエビデンスや医学文献の検索方法、医学論文の読み方、医療統計の基本を講義する。
- ・記事評価 (約 40 分): 各回のテーマに合わせて用意された新聞記事などを指標 (表 2) に沿って評価する。
- ・ディスカッション(約 30 分): 参加者を小グル

ープに分けて、各自の評価や記事について自由に討議し、グループごとに評価が分かれた点や疑問点などを発表する。

- ・ミニレクチャー（約30分）：その回のテーマの専門家による最新情報解説。医療者によるレビューやジャーナリストによる記事の作られ方など多岐にわたる。

また、メディアドクター指標・簡易版として、平易な用語による5項目の指標も作成されている。この簡易版は、中学校での授業で活用されてヘルスリテラシーやメディアリテラシーへの教育効果を挙げた事例があり<sup>6)</sup>、今後は市民や患者向けのWSなどでの活用が期待される。

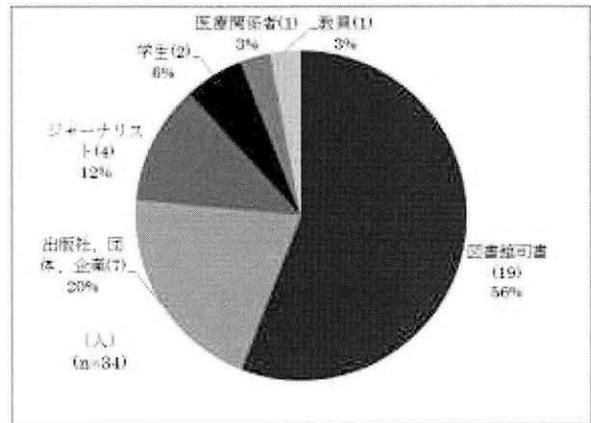
### 3. 方法

1. で述べた3点の課題を解決する研修の手段として、2018年8月に医学系図書館の研究会での参加者企画として、35人(幹事除く)を対象に90分間のメディアドクター指標(以下、指標)を使用したWSを実施し、参加者の同意を得て質問紙による調査を行った。指標は簡易版ではなく通常版を用いた。時間の制約と研究会の特性から、初心者向けのプレセミナーは実施していない。新聞記事は許諾を得て使用した。

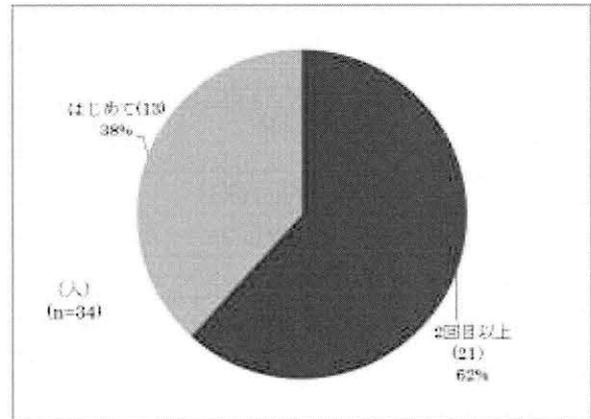
内容は、まずメディアドクターと指標についての説明ののち、参加者個々人が、糖尿病患者の厳格管理に関する新聞記事2本を読み、メディアドクター指標(表2)を用いて評価した。その後、参加者を4-5名の小グループに分けて討議を行い、グループごとの発表を行った。最後に新聞記事のリソースであるプレスリリースと原著論文を配布し、医師と医療ジャーナリストにより、医療のエビデンス(根拠)と利益相反、プレスリリースによる医療記事の作られ方について解説を行った。

### 4. 結果

質問紙の回収率は97%(35名中34名の回答を回収)だった。参加者属性は(図1)と(図2)に示した。(表3)～(表6)に結果概要を、(表7)に自由記述からの抜粋を述べる。



(図1) 回答者属性：職種(n=34)



(図2) 回答者属性：メディアドクター参加回数(n=34)

以下に職種が「図書館司書」との回答を抽出した結果を示す。(n=19)

#### 【回答者の属性(館種)】

- ・大学・専門学校：8
- ・団体(公共図書館含む)：4
- ・無記入：4
- ・企業：1
- ・病院：1
- ・NPO法人：1

#### 【図書館司書によるWSの評価】

1～5リッカートスケール(n=19)

- 5(大変満足)：9人(47%)、
- 4(満足)：8人(42%)
- 3(普通)：1人(5%)、無記入：1人(5%)

(表3)～(表6)では、WS前に「知っていた」「知らなかった」、WS後に「わかった・理解できた」「分からなかった・理解できなかった」を尋ねた結果を示す。

(表3)メディアドクター指標について(人)(n=19)

WS 前			
知っていた	9	知らなかった	10
WS 後			
理解できた	16	分からなかった・理解できなかった	3

(表4)医療のエビデンスについて (人)(n=19)

WS 前			
知っていた	15	知らなかった	4
WS 後			
理解できた	18	分からなかった・理解できなかった	1

(表5)医療ニュースの作られ方について  
(人)(n=19)

WS 前 (無回答 1)			
知っていた	2	知らなかった	16
WS 後			
理解できた	19	分からなかった・理解できなかった	0

(表6)利益相反について(人) (n=19)

WS 前			
知っていた	11	知らなかった	8
WS 後			
理解できた	13	分からなかった・理解できなかった	6

(表7)自由記述回答(抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間が足りなかった。</li> <li>・記事を読むポイントの理解を深めることで、提供できるサービスの質向上につながるように思う。</li> <li>・一次資料にあたることの重要性が理解できた。</li> <li>・新聞は、いつも流して読んでしまう。この機会はとても役に立ちました。</li> <li>・司書課程でも必要な内容。</li> <li>・公立図書館のレファレンスでは医療関係についておよび腰になっているので、医療レファレンスについて研鑽する会があるとありがたいと思います。</li> </ul>
---

## 5. 考察

調査票では、職種が「図書館司書」の参加者の満足度は高く、自由記述もほぼ全参加者から長文の記入があった。記述に共通しているのは、身近な素材である新聞記事を基にメディアドクター指標に基づき、知識や判断を段階的に整理していくことで、より良い医療健康情報提供の判断ができる可能性を指摘している点である。但し、項目により理解に差があり、指標の考え方についての説明時間をより多く取る必要がある。本研究の限界として、今回の調査は対象者数が少なく、医学系の研究会で実施したため、医療健康情報に関心の高い図書館司書が参加しており、満足度も高い結果となったと考えられる。本研究の目的である、公共図書館における医療健康情報の質向上のための研修成果を評価するために、今後公共図書館などでの事例を増やし検討を進めたい。

### 【引用文献】

- (1) 全国公共図書館協議会.『2015年度(平成27年度)公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書』2016.3,  
<https://www.library.metro.tokyo.jp/pdf/zenkouto/pdf/2015all.pdf>  
(accessed2018-9-30).
- (2) 磯部ゆき江ほか.「都道府県・政令指定都市図書館の医療健康情報サービス:「公共図書館のがん情報サービスの課題—提供する資料・情報の視点から」調査報告.」『現代の図書館』 Vol.56 No.2, 2018, 83-103.
- (3) 北澤京子.「メディア・ドクター指標を用いた日英医学記事の評価」『薬剤疫学』 Vol.13 No.2, 2008.12, p.71-78
- (4) メディアドクター研究会.  
<http://www.mediadoctor.jp>.  
(accessed2018-9-30).
- (5) 渡邊清高ほか.「集会報告.第51回メディアドクター研究会 情報源としてのプレスリリース:臨床研究の結果をどう伝えるか」.『情報管理』 Vol. 60 No.4, 2017.7, p.284-285.
- (6) メディアドクター研究会.『中学校でのメディアドクター演習授業「医療健康報道の読み解き方を考えよう」』,  
<http://mediadoctor.jp/menu/forum.html>,  
(accessed2018-9-30).

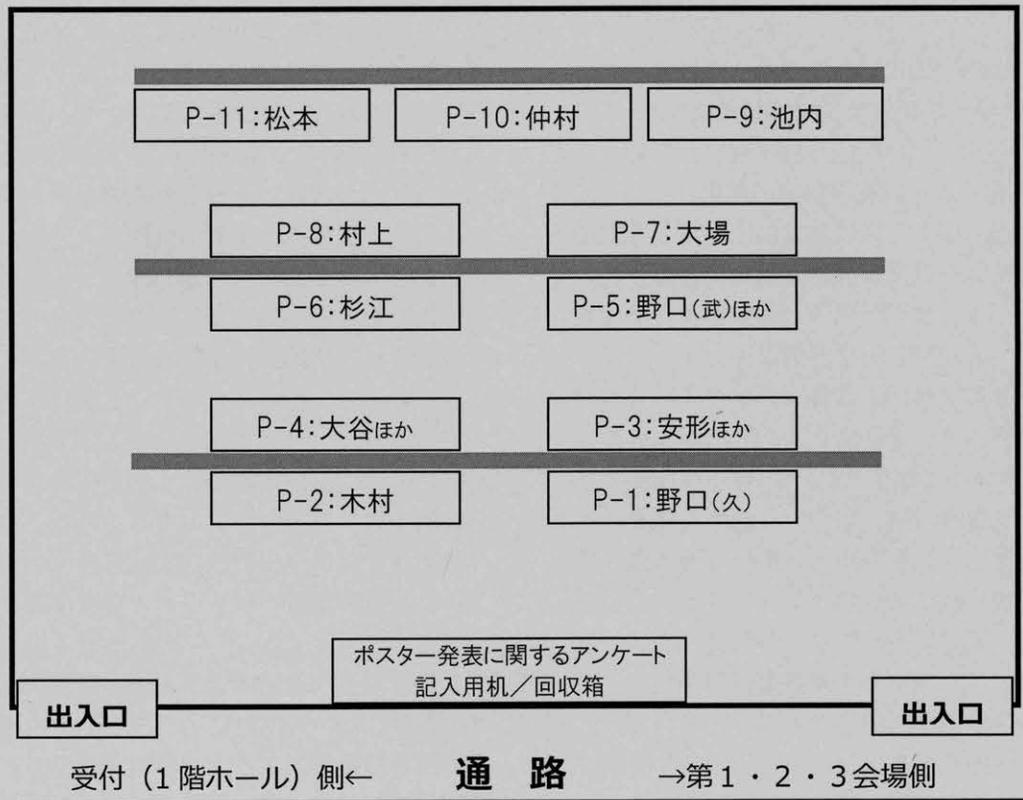
## 第2日

ポスター発表 (11:30~12:30)

### ポスター会場

(教育学部棟 1階 101 教室)

#### ポスター配置図



# 学校司書のリカレント教育を念頭においた授業内容の検討に関する予備的考察

－「学校経営と学校図書館」受講者レポートの内容分析を通して－

野口久美子<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 八洲学園大学 生涯学習学部

noguchi@yashima.ac.jp

抄録

本稿の目的は、「学校経営と学校図書館」課題レポートの内容分析を通して、学校司書など、多様な背景を持つ受講者による学校図書館専門職像の特徴及び授業の過程における考え方の変化を明らかにし、授業改善の視点を得ることである。内容分析はテキストマイニングの手法を用いて行った。授業の過程において受講者の考えの中に、自ら企画を発信、調整する能動的な学校図書館専門職像が加わるとともに、専門職として必要とされる複数の資質・能力が有機的につながるイメージが構築された。

## 1. 研究の背景と目的

八洲学園大学では、2018年度より「学校図書館専門職養成プログラム」<sup>(1)</sup>（以下、本プログラム）を開設した。本プログラムは、基礎プログラムと応用プログラムからなる。基礎プログラムは文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」<sup>(2)</sup>に準拠している。他方、応用プログラム（2018年10月開始）は本学独自のプログラムであり、学校教育に関する10の科目と学校図書館に関する7科目で構成されている。

筆者が担当する「学校経営と学校図書館」は、従来から司書教諭科目として開講されていたが、本プログラムの開設に伴い、基礎プログラムの必修科目としても位置づけられることとなった。本学は社会人学生が多数在籍する通信制大学である。本プログラムの検討段階から、現職の学校司書を対象としたリカレントプログラムとしても運用することが確認された。したがって、本科目については、学校図書館については初学者といえる学生の中に現職の学校司書が混じり、さらには司書教諭資格の取得を希望する現職教員の受講が想定されるという重層構造となることが予想された。

以上の背景を踏まえ、本授業では以下の2つの目標を掲げることとした。一つは、学校の教育課程に能動的に関与する学校図書館専門職像を追究することである。もう一つは、学校図書館専門職に関する考察を行う際には、既存の職員制度にとらわれない発想を促すことである。

本研究の目的は、現職の学校司書など、多様な背景を持つ受講者による学校図書館専門職像の特徴を検討し、授業の過程で受講者の学校図書館専門職像に変化が見られたかを明らかにし、前述した目標に沿って展開された授業について、授業改善の視点を得ることである。

## 2. 研究方法

分析の対象とするのは、2018年度春期開講、スクーリング履修科目「学校経営と学校図書館」の受講者8名から提出されたレポートである。8名のうち現職の学校司書は5名であり、うち勤務歴5年以上の者は3名である。他の受講者は公共図書館員、大学図書館員等であった。司書教諭資格希望者はいなかった。

レポートは同じ設題を2度課し、「今後、学校教育の中で学校図書館専門職が生き残っていくためには、どのような資質・能力を身につける必要があるか」とした。1回目のレポート（以下、事前レポート）では、特に重要だと思う資質・能力を3つ挙げ、600字以上でまとめることを条件とし、4月上旬から1ヶ月後を締め切りとした。2回目のレポート（以下、事後レポート）は高校司書経験者をゲストティーチャーとして招き、10年後の学校図書館の姿を議論する授業（6月上旬実施）の事後課題として位置づけた。事前レポートと同様、重要だと思う資質・能力を8つ挙げ、800字以上でまとめるよう求め、1ヶ月後を締め切りとした。

レポートの内容分析は、KH Coder Ver.3を用いたテキストマイニングにより行った。分析にあたっての前処理として、強制抽出する語の決定、研究目的と関連の薄い語の除去を行った。強制抽出した語は、学校図書館、専門職、校務分掌などである。除去した語は主に動詞（考える、求める、挙げる等）である。次に、事前・事後レポートそれぞれについて、頻出語リストの作成、共起ネットワークによる分析を行った。

### 3. 結果

事前レポートは8名全員から、事後レポートについては7名から提出された。事前レポートの総抽出語数は4,313語、異なり語数は748語である。事後レポートについては、総抽出語数4,411語、異なり語数795語であった。以下、各レポートの分析結果を述べる。

まず、事前レポートに関して、学校図書館専門職に求められる資質・能力に関係のある語のうち上位に出現し、かつ特徴的な語として挙げられたのは、コミュニケーション(13)、調整(11)、発信(9)、連携(7)である(括弧内は出現回数を表す。以下同様)。共起ネットワークについては出現回数5回以上の語を活用し、作成した。その結果、6つのカテゴリーからなるサブグラフが検出された。共起ネットワークから見出された学校図書館専門職像とは、学校教育の目標や活動に図書館活用を通して関わりを持つ存在であること、専門職として役割を果たすためには自ら様々な人との連携、調整が求められること、コミュニケーション力や発信力が必要であるというものである。

次に、事後レポートの結果について述べる。事前レポートと同様に、学校図書館専門職に求められる資質・能力に関係のある語で上位に挙げられたのは、企画(15)、調整(15)、共感(13)、知識(12)、コミュニケーション(11)、信頼(10)である。共起ネットワークについても、事前レポートと同様に出現回数5回以上の語を活用した。その結果、8つのカテゴリーからなるサブグラフが検出された。事前レポートに引き続き、学校図書館専門職には学校教育(具体的には教科学習)への関与が求められるという認識、コミュニケーション力が必須だという認識が共起

ネットワークから窺えた。学校図書館専門職に求められる資質・能力として新たに加わったのは、教員及び児童生徒から信頼を得る力、共感する力、授業利用の観点から自館の現状を把握する力、自ら企画を立て、発信、調整する、あるいは学校図書館にできるサービスを提案する実行力などである。

### 4. 考察

事前、事後のレポートの分析結果を比べると、抽出された語句や共起ネットワークのカテゴリーの傾向に大きな相違は見られない。受講者の半数以上が現職の学校司書だったこともあり、学校図書館専門職が授業支援等を通して学校教育の目的に資する存在であることは授業開始当初から概ね共有されていた。本授業の成果は、授業の過程において、学校図書館専門職に求められる資質・能力のうち、複数の要素が相互に関連し、全体を形作るイメージが構築されたことである。事後レポートの共起ネットワークからは、元々の枠組みに新たな視点が追加されるとともに、各カテゴリーが有機的につながり、一層大きな括りで再構成された様子が読み取れる。

一方、コミュニケーション、発信、共感等の語が頻出したのは、学校司書の現状を如実に反映した結果ではないかと考えられる。本授業では既存の職員制度に囚われずに学校図書館専門職のあり方を考察することを目標としたが、授業者が意図した方向には必ずしも結びつかなかったといえる。例えば、自ら企画を立案する実行力は学校教育の目標とどうつながると受講者は考えたのかについては見いだせなかった。

今期は受講者が少数にとどまったため、現職者とそれ以外の受講者の考え方の違いについては検討できなかった。実践を積み重ね、授業目標、内容を再調整することが今後の課題である。

### 引用文献

- (1) 八洲学園大学「学校図書館専門職養成プログラム」<https://www.yashima.ac.jp/univ/schoollibrary/>, (参照 2018-10-02) .
- (2) 文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」について(通知)[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm), (参照 2018-10-02) .

## 日本の漢籍デジタルアーカイブの書誌データ項目 ～漢籍目録用フォーマットとの比較～

木村麻衣子（慶應義塾大学） mayizi@keio.jp

日本国内で運営される漢籍画像を含むデジタルアーカイブ（以下、漢籍 DA）のメタデータは、通常、漢籍の書誌データを構成するデータ項目をどの程度満たしているのかを明らかにすることを目的として、日本国内の 73 件の漢籍 DA が採用しているデータ項目と、日本と中国の漢籍書誌データ入力規則及びフォーマットの採用項目とを比較した。通常漢籍書誌データに採用される 32 のデータ要素について、漢籍 DA では 12 要素の採用率が 5 割未満であることが確認された。

### 1. 背景と目的

本研究では、文化・学術機関等において漢籍の画像データを蓄積し、検索およびまたは閲覧可能としたシステム（漢籍画像とそれ以外の資料の画像・書誌データが混在している場合も含む）を、漢籍デジタルアーカイブ（漢籍 DA）と呼ぶ。発表者は 2017 年に、国内で運営されている漢籍 DA の詳細を把握し、最終的に漢籍のみを対象とした横断検索を実現するための問題点を整理することを目的に、訪問調査と質問紙調査を実施した。その結果、国内で少なくとも 391 機関が漢籍を所蔵しており、うち 68 機関によって 77 件の漢籍 DA が構築されている（ただし、うち 1 件は構築準備中である）ことが明らかとなった<sup>1)</sup>。77 件中 65 件(84.4%)の漢籍 DA が、漢籍の書誌データ項目を独自のフォーマットで記録しており、国内漢籍 DA の書誌データ項目は統一されていない。

多くの漢籍 DA は、他の資料群を併せて対象としているため、漢籍に特化した書誌データの入力を期待すること自体に無理があるとも考えられるが、一方で、さまざまな機関で構築された漢籍 DA 内の漢籍の書誌データを横断検索し、画像を横断的に利用することができるようになれば、利用者にとって便利である。そのためにはある程度の書誌データ項目の統一が必要である。発表者は、今後、研究者の漢籍利用実態に即した漢籍 DA 用の書誌データ項目の提案を行いたいと考えているが、まず、現状では各漢籍 DA にどのような書誌データ項目が入力されているのかを把握する必要がある。

そこで本研究は、日本や中国における漢籍目録データベースにおいて標準とされる書誌データ項目との比較によって、既存の漢籍 DA が一般的に必要とされる漢籍書誌データ項目をどの程度満たしているのかを明らかにすることを目的とする。

### 2. 調査方法

2017 年の調査において、68 機関のうち 24 機関から、書誌データの入力項目一覧または書誌データのサンプルをご提供いただいた。その他の機関からは、質問紙調査において複数選択式で書誌データ項目の回答をいただいた。以上より、77 件のうち書誌データが存在しない 4 件を除く 73 件の漢籍 DA の入力項目が判明しているため、これらの入力項目と、①日本で漢籍目録作成に際し標準としての役割を果たしている、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター編『漢籍目録カードのとりかた』<sup>2)</sup>並びに全国漢籍データベースの入力フォーマット<sup>3)</sup>、②中国政府により 2007 年から実施されている「古籍センサス」プロジェクトで使用されているデータ入力フォーマットの各項目<sup>4)</sup>を比較した。

一般公開されている漢籍 DA に関しては実際に DA 上で複数の書誌を確認の上、質問紙への回答では選択されていないが、明らかに記録されているデータ項目に関しては、記録しているものとして集計した。一方、DA 上は記録されていないように見えても、記録しているとの回答があったデータ項目については、非公開項目の可能性もあるため、そのまま集計した。入力項目一覧等をご提供いただいた機関については、ご提供いただいた内容を優先しつつ、公開されている漢籍 DA 上の書誌データも参考にして、項目として設けられていても、明らかに不利用の項目については除外して集計した。

### 3. 結果と考察

①人文研のデータ項目、②センサスの採用項目、③漢籍 DA の採用項目を、重複を除いて合計すると、208 件の書誌データ要素が存在した。このうち①の採用要素数は 35 件と最も少なかった。①、②の両方に採用されていた 32 要素は、漢籍の書誌データを構成する上で通常、必要な項目であると考えられる。これら 32 要素と③の採用率を表 1 に示す。

表1 一般的な漢籍書誌データ項目に対する  
国内漢籍 DA の採用率

エリア	項目名	③採用率※1
分類	四部分類	17.8%
著者 書名	書名	100.0%
	巻数	86.3%
	書名ピンイン	✓
	叢書名	19.2%
	著者王朝名	42.5%
	著者名	95.9%
	著者役割表示	68.5%
	著者ピンイン	✓
	別書名	41.1%
	別書名ピンイン	✓
巻数統計	実存巻数	28.8%
	欠巻数	30.1%※2
	原欠巻数	
出版事項	刊年	91.8%
	刊行地	53.4%
	刊行者	65.8%
	刊行方法(版種)	32.9%
装丁	冊数	79.5%
書入れ	書入れ著者名	24.7%※3
	書入れ著者役割表示	
印記	印主名	34.2%※4
附録※5	附録題名	—
	附録巻数	—
	附録題名ピンイン	—
	附録著者王朝名	—
	附録著者名	—
	附録著者役割表示	—
来歴	原資料登録番号	52.1%
所蔵	書誌レコードID	57.5%
	所蔵機関	31.5%
	請求記号	68.5%

注：※1. n=73 で採用率を求めた。質問紙の選択項目に設けられていないが、1以上の機関が採用していることが判明した要素には✓をつけた。

※2. 質問紙調査では、欠巻と原欠巻を区別せず欠巻の採用有無を尋ねた。

※3. 質問紙調査では、「識語・書入・圈点」の有無を尋ねた。書入れ著者名・役割表示に限ってどの程度記録されているかは不明である。

※4. ③は印記エリア全体の採用有無について尋ねた結果である。

※5. 質問紙調査では附録がある場合の記録の仕方については調査していない。

③の採用率が8割以上の要素は、書名、巻数、著者名、刊年(西暦以外)であった。採用率が5割未満の要素は、四部分類、叢書名、著者王朝名、別書名、実存巻数、欠巻・原欠巻数、刊行方法(版種)、書入れ著者名・役割表示、印主名、所蔵機関の12要素(質問紙調査対象としては10項目)であった。多くの漢籍DAでは、これらの書誌データ要素が記録されず、漢籍を探す利用者の検索要求に応えられていない可能性がある。他方、多くのメタデータ要素を付与するにはコストがかかるため、採用率8割以上の4要素をもって、どの程度の利用者ニーズを満たしうるのか、さらには漢籍利用者にとって最低限必要なメタデータ要素は何かといった検討も、今後実施する必要がある。

③のみに記録されていたデータ要素は66件であり、その中には書名ヨミ(68.5%)や刊行年西暦(76.7%)など、採用率の高いものも見られた。66件のうち、DAに特有のデータ要素(画像へのリンクなど)と、所蔵関係(資料種別など)の要素の合計は23件であり、残る43件のデータ要素については、その有用度を今後、慎重に見極める必要がある。

#### 謝辞

本研究はJSPS科研費17J40023,18K18329の助成を受けたものです。

#### 注・引用文献

- (1) 木村麻衣子「日本における古典籍デジタルアーカイブの現況：質問紙調査の結果から」『2017年度三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2017, p. 1-4.
- (2) 木村麻衣子「日本における漢籍デジタルアーカイブの現況」『情報処理学会研究報告人文科学とコンピュータ』vol. 2018-CH-118, no. 5, 2018, p. 1-7.
- (3) 京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター編『漢籍目録：カードのとりかた：京都大学人文科学研究所漢籍目録カード作成要領』朋友書店, 2009, 139p.
- (4) 全国漢籍データベース協議会「全国漢籍データベース入力フィールド一覧」<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kansekikyogikai/field.pdf>, (参照2018-09-24).
- (5) 浙江省古籍保護中心編『浙江省古籍普查手冊』國家圖書館出版社, 2013, 263p.

# 米国における電子書籍化の現状： 米国議会図書館所蔵資料を対象とした電子書籍化率の調査

安形輝(亜細亜大学)  
agata@asia-u.ac.jp

上田修一(元慶應義塾大学)  
ueda@keio.jp

【抄録】米国の電子書籍に関して販売高に基づく動向の報告はあるが、具体的にどのようなタイトルがどの程度電子書籍化されているかは明らかでない。そこで、米国議会図書館の目録データを用い、主要なプラットフォームを対象として電子書籍化状況を調査した。1) 全体的に電子書籍化率は高まっている、2) 日本に比べて電子書籍化率は高い、3) 米国の電子書籍には日本とは異なる特色がある、といった仮説を設定した。調査結果はほぼ仮説を支持するものであった。

## 1. はじめに

### 1.1 背景

書籍の電子化は、1960年代に始まった。その後の50年の間に、画像、映像、音楽はほぼ電子メディアによって提供、享受されるようになった。しかし、書籍は、印刷版への嗜好が強力であり、その電子化は急速に進展しているとは言えない。発表者らは書誌データに基づく日本の書籍の2017年の電子化率は、36.8%であることを明らかにした<sup>1)</sup>。書籍の電子化率は国によって異なると考えられる。米国では、日本に比べて出版統計は整備されていない<sup>2)</sup>が、再版を含めて年間に約30万点の書籍が出版されていると見なされており、これは日本の4倍近い出版量となる。米国の出版と電子書籍の状況は、売上額によって推定されるのが一般的で、2017年の印刷版と電子版を合わせた中の電子書籍の割合は19%だったという報告がある<sup>3)</sup>。けれども、これは一部の出版社を対象としたものである。そこで、日本の書籍に対して行った方法を適用し、米国の電子書籍化率を調査した。

### 1.2 仮説

電子書籍は、各電子書籍サービスはじめ、出版社独自サイト、複数出版社の共同プラットフォーム、電子図書館など、多数のプラットフォームなどによって頒布されており、横断的な検索を阻んでいる。そこで、電子書籍化状況の調査の対象を、アマゾン、グーグルなどの主要なプラットフォームとした。

米国の電子書籍化について、1) 全体的に電子書籍化率は高まっている、2) 日本に比べて電子書籍化率は高い、3) 日本では、コミックや小説の電子書籍化率が高かったが、米国では異なる特色がある、といった仮説を設定した。

## 2. 電子書籍化率の調査

### 2.1 調査対象タイトル

米国議会図書館(以下 LC)は2017年に、1968年からの約2,500万点の目録データをオープンデータとして提供を始めた<sup>4)</sup>。そこで LC 所蔵のタイトル群を米国の出版物を網羅するものと見なし、調査対象タイトルとした。具体的には、ISBN が付与されているタイトル群のうち無作為抽出した1985年以降の5万点である。その内訳は、1985年から2010年までは5年おきに各年5,000点、2014年から2017年について各年5,000点である。調査対象タイトル群の書誌データは2014年末までのオープンデータに、LCのZ39.50のAPI<sup>5)</sup>を用いて2018年8月30日から2018年9月18日にかけて収集したものを統合した。取得できた書誌データは2010年頃をピークとして近年になるほど大きく減少している。LCに納本された資料群の目録作成の遅れが原因と考えられる。

### 2.2 調査対象プラットフォーム

対象とした電子書籍のプラットフォームは、LCそのもの、規模が大きく ISBN を用いた検索が可能なアマゾン<sup>6)</sup>、Google Books(以下、GB)<sup>7)</sup>とした。

### 2.3 調査手法

プラットフォーム別に概要と調査方法を説明する。

LCの書誌データにおいて電子版があることを示すためのフィールドはいくつか用意されているが、必ずしも統一的に入力されておらず、特に既存の印刷版に加えて、電子版が追加された場合、ISBN が追加されるだけのことが多い。そのため、ISBNの補足情報中に電子版が明示されているものを電子版が LC にあるものとして判断した。

アマゾンは Kindle を通じて電子書籍を提供して

いる。Kindle で電子書籍が提供されているかどうかは Amazon Product Advertising API<sup>6)</sup>を用いて調査した。ISBN をキーとして検索した場合にレスポンス中の Binding の値に「Kindle 版」がある場合、電子書籍があることとした。また、合わせて、新刊書としての在庫状況も調査した。

GB は Google 社が提供している電子書籍のプラットフォームである。GB については検索 API<sup>9)</sup>を用いて調査を行なった。ただし、ISBN から検索を行なっても一つに特定できるわけではなく、関連するタイトル群も含めて検索されてしまう、また検索結果に元 ISBN を持つタイトルが必ずしも含まれていない、という問題がある。そのため、検索結果の書誌情報中に調査した ISBN が含まれるものに加えて元タイトルの書名が含まれるものも電子書籍として提供されているものとして扱った。GB 調査には時間がかかるため、2018 年 10 月 3 日時点で 2015 年までの結果となっている。

個別のプラットフォームごとに電子書籍化されているかいないかを調査した上で、いずれかで電子書籍が提供されていれば該当タイトルは電子書籍化されているものとして扱い、電子書籍化率を算出した。

調査は 2018 年 8 月から 10 月にかけて実施した。

### 3. 調査結果

調査対象タイトルの電子化率について出版年順に集計したものが図1である。

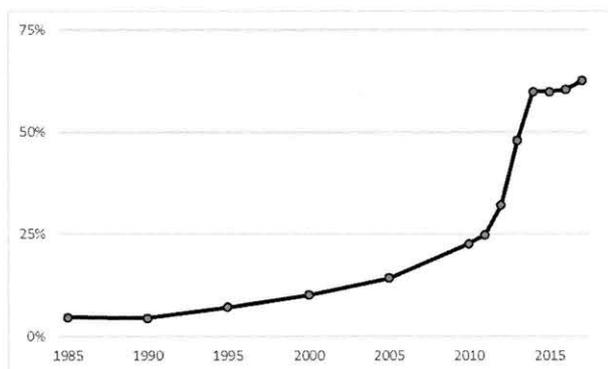


図1 出版年ごとの電子化率

出版年が新しくなるほど電子書籍化率は高くなっ

表 1 主題ごとの電子化率(2014 年以降)

DDC1桁	電子化数	調査対象	電子化率
0 Generalities	175	241	72.6%
1 Philosophy and psychology	548	766	71.5%
2 Religion	975	1,434	68.0%
3 Social sciences	3,229	4,938	65.4%
4 Language	218	390	55.9%
5 Natural sciences & mathematics	643	1,328	48.4%
6 Technology (applied sciences)	2,012	3,023	66.6%
7 The arts	1,204	2,442	49.3%
8 Literature & rhetoric	2,011	3,320	60.6%
9 Geography & history	1,022	1,973	51.8%

ており、仮説1)を支持する結果となった。電子化率は 2014 年に 50%を超え、その後は 60%前後で推移しており、日本よりも高い比率となっている。

電子化率が半数を超えている 2014 年以降についてデューイ十進分類法 DDC の主類別の電子化率を集計したものを表1に示す。

日本の電子書籍ではコミックや小説の割合が高いのに対して、アメリカでは 0 類(コンピュータサイエンス、情報および総記)、1 類(哲学、心理学)で高くなっていることがわかる。

このように調査結果は、ほぼ仮説通りとなった。

#### 【注・引用文献】

- 1) 安形輝, 上田修一. 日本における電子書籍化の現状: 国立国会図書館所蔵資料を対象とした電子書籍化率の調査. 2018 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集, 早稲田大学, 2018-05-12, p.111-114.
- 2) Kovac, Miha et.al. Book Statistics. Logos, 2017, Vol.28, No.4, p.7-17.
- 3) Milliot, J. E-book Sales Fell 10% in 2017. Publishers Weekly, 2018. Vol.265, No.18, p.8.
- 4) The Library of Congress opened its catalogs to the world. Here's why it matters. <https://www.pbs.org/newshour/nation/library-congress-opened-catalogs-world-heres-matters>
- 5) The Library of Congress opened its catalogs to the world. Here's why it matters. (<https://www.pbs.org/newshour/nation/library-congress-opened-catalogs-world-heres-matters>)
- 6) Amazon <https://www.amazon.co.jp/>
- 7) Google Books <https://books.google.com/>
- 8) Product Advertising API [https://affiliate.amazon.co.jp/assoc\\_credentials/home](https://affiliate.amazon.co.jp/assoc_credentials/home)
- 9) Google Books APIs <https://developers.google.com/books/>

## 米国議会図書館における日本のマンガの所蔵

大谷康晴(日本女子大学)†  
江藤正己(学習院女子大学)

安形輝(亜細亜大学)  
安形麻理(慶應義塾大学)

橋詰秋子(慶應義塾大学大学院)  
杉江典子(東洋大学)

†ootaniy@fc.jwu.ac.jp

【抄録】日本文化としてのマンガの受容を図書館の所蔵を通じて把握する研究の一環として、米国議会図書館(LC)を対象とした書誌データの収集を行うと同時に、抽出されたデータについて分析を行った。LCのMARCデータとZ39.50経由のAPIで収集したコミック(29,457件)、そしてその中から日本のマンガと思われるデータ2,346件を抽出した。年代や出版者について見ることにより、所蔵されている日本のマンガの受容が様変わりしていることが確認でき、方法論として有効性があると考えられる。

### 1. 背景と目的

発表者たちは、大規模図書館所蔵調査を通じて日本文化としてのマンガの受容の様態を把握する研究を進めており、その一環として主要な図書館あるいは図書館群における書誌データからマンガに関係すると思われる書誌記述を発見・抽出する作業を行い、データの傾向や特徴の分析を試みている。今回の調査では、米国議会図書館(以下、LC)の書誌データを入手し、分析を行うことで、マンガの大規模所蔵調査実施のための課題や方法論上の検討を行うことを目的としている。

### 2. 調査の手法

今回の分析では、LCが公開している2017年までの所蔵資料の書誌データを対象とした。一括してダウンロードできる書誌データとしては、LCのウェブサイトで公開されている2014年までのオープンデータがあるので、これを基本として、2014年以降のデータはAPIを通じて入手した。今回は、比較的タイムアウトやエラーが少ないZ39.50を用いて検索を行った。ただし、このAPIでは、1回の検索での取得件数の上限(1万件)があるため、出版年ごとに多くの資料に付与されているDDC(Dewey Decimal Classification)記号を対象として000~999までを前方一致で検索した。なお、これでもエラーが発生することはあるため、整合性が崩れているデータについては再検索している。Z39.50での検索は2018年8月30日から9月18日までに実施した。公開オープンデータは2014年末までであるが、2006年をピークとして2007年以降のデータは緩やかに少なくなっていたため、実際の範囲は2007年~2017年とした。以上の形で取得したデータはLCCN(Library of Congress Control Number)で重複チェックをしつつ統合した。

コミックの書誌データを入手するには、単独のフィールドから網羅的に抽出できないため、複数のフィールドの手がかりを用いた。具体的には、書誌データのコントロールフィールドの24桁目が6であるもの、DDCが741.5であるもの、LCSH中にComic Booksなどマンガ関係の件名が出現するもの、LCの請求記号中がPN6720ないしはPN6790から始まるものである。ただし、このような再現率を高める検索を行っているため、厳密にはコミックではないデータも含まれている。この段階で29,457件のデータを収集している。

ここからさらにマンガに関係すると思われるデータの識別を行った。ISBNが日本語の出版物となっているもの、地理区分コード(043)に日本(ja)が含まれるもの(誤ってjpとなっているものも含めた)、言語コードに日本語(jpn)が含まれるもの(誤記と思われるjpneng, engjpn等の記述も含めている)のいずれかとした。この条件を充足しているデータは2,346件である。なお、日本の図書館を対象とした先行研究<sup>2), 3)</sup>で使用したデータと比べて記述精度が低かったため、これらのデータの一部、特にマンガの出版者について手作業で名寄せを行っている。

### 3. 調査の結果

年代別(2010年代は2018年まで)の集計が表1である。LCデータの入力滞り傾向にあるとされているが、コミックのデータ件数そのものは増大傾向にある。それに対してマンガは2000年代がピークであり現在は減少傾向にある。

次にマンガ・コミックのいずれかの所蔵点数が上位10社である出版社をマンガの所蔵点数順に並べたのが表2である。Marvel, DC comicsといったアメリカを代表するコミック出版社によるマンガ

の所蔵点数は非常に少ない。日本の出版社では、講談社は積極的なスタンスをとっているが、小学館・集英社(点数は5)は自らによる出版は比較的消極的で、代わりに一ツ橋グループの関連会社であるVIZ Mediaから出版している。

また講談社と大日本印刷は Vertical Inc.を2011年に買収し、KADOKAWAは2016年にYen Pressを合併会社としており<sup>4)</sup>、日本の大手出版社が翻訳出版者を買収する形も増えている。従来米国でマンガは、アメリカのマンガ翻訳出版社から出版されていたが、かなり様変わりしていることが分かる。以上のように所蔵データからも一定の傾向が読み取れており、図書館の所蔵から文化の受容を測るという方法には一定の有効性があると考えられる。

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 JP18K11996 の助成を受けたものです。

【注・引用文献】

- 1) ここではコミックを comic, cartoon 等で表現される全てのものとして、マンガは日本におけるマンガを指すものとする。
- 2) 安形輝, 杉江典子, 安形麻理, 江藤正己, 大谷康晴, 橋詰秋子. "日本の公立図書館におけるマンガの所蔵状況". 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2016 年度, 2016, p.25-28

- 3) 江藤正己, 安形輝, 杉江典子, 大谷康晴, 安形麻理, 橋詰秋子. "大学図書館の所蔵情報に基づくマンガの類型化. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2017 年度, 2017, p.37-40

- 4) "KADOKAWA 米国の日本マンガ翻訳出版大手 Yen Pressに出資, 合併会社設立" (アニメ, アニメ, ビズ 2016年4月12日). <http://www.animeanime.biz/archives/22541> (2018年10月1日確認)

表1 年代別集計

年代	日本のマンガ (a)	全体(b)	日本のマンガ 率(a/b)
19世紀以前	7	134	5.22%
20世紀前半	40	520	7.69%
1950年代	23	494	4.66%
1960年代	22	606	3.63%
1970年代	94	1,864	5.04%
1980年代	162	3,113	5.20%
1990年代	204	3,817	5.34%
2000年代	850	7,677	11.07%
2010年代	832	10,153	8.19%
出版年ミス		6	0.00%
不明	112	1,073	10.44%
総計	2,346	29,457	7.96%

表2 LCの所蔵点数が多い上位出版者

出版者	マンガ点数 (a)	マンガ点数 (a)順位	全体点数 (b)	全体点数 (b)順位	(a)/(b)
Kōdansha	381	1	400	8	95.25%
Tokyopop	259	2	401	7	64.59%
Yen Press	192	3	261	14	73.56%
Wildstorm	167	4	341	9	48.97%
Vertical Inc.	119	5	124	25	95.97%
Shōgakukan	67	6	68	44	98.53%
Dark Horse	66	7	1030	2	6.41%
Del Rey	50	8	86	37	58.14%
VIZ Media	47	9	56	50	83.93%
Valiant,	32	10	35	71	91.43%
Fantagraphics Books	12	17	506	6	2.37%
DC Comcis	4	45	4162	1	0.10%
Image Comics	2	80	564	5	0.35%
IDW Publishing	1	143	595	4	0.17%
Marvel Entertainment	0	-	959	3	0.00%
Marvel Worldwide, Inc.,	0	-	339	10	0.00%

## 学校図書館職員を対象とした電子書籍活用研修の効果と課題

野口武悟<sup>†</sup> 植村八潮<sup>†</sup> 有山裕美子<sup>‡</sup>

<sup>†</sup> 専修大学

takenori@isc.senshu-u.ac.jp

<sup>‡</sup> 工学院大学附属中学校・高等学校

### 抄録

筆者らの研究グループでは、2016年度に電子書籍活用研修プログラム案を検討・提示した。本稿は、この研修プログラム案をもとに実際に研修会を開催して、研修プログラム案の効果と課題を明らかにすることを目的とする。結果として、研修会はおおむね効果があったといえるが、課題も明らかとなった。理論よりも実践的なテーマ・内容への期待が高い傾向にあり、また、回ごとでの受講者の理解度にはばらつきが大きかった。研修内容や方法の改善が必要といえる。これらをふまえて、研修プログラム案の修正案を検討・提示したい。

### 1. 研究の背景と目的

大学図書館と公共図書館において電子書籍の導入と利用が進展するなか<sup>1)</sup>、学校図書館でも電子書籍の導入と利用への期待が高まってきている。2018年4月に閣議決定された「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」では、読書に「電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む」ことがはじめて明示された。しかし、学校図書館における導入実績は2018年9月時点で全国の10校程度にとどまっている（いずれも私立学校）。こうした現状を受けて、筆者らの研究グループでは、2016年度に関東地方の公立・私立の小学校、中学校、高等学校あわせて11校を対象に2つの方式（クラウドシステムと専用機）で電子書籍を学校図書館に実際に導入するとともに、児童生徒と教職員に活用してもらい、電子書籍の導入と利用にあたっての効果と課題を明らかにした<sup>2)</sup>。

前述の研究では、対象校の教職員に対して電子書籍を利用してもらったあとに質問紙調査を行っている。その結果では、学校図書館への電子書籍の導入について、「導入してほしい」が7割を超えた。その一方、電子書籍の導入と利用にあたって、ICT環境の整備やICT機器のトラブル対応とともに、「ICTや電子書籍についての知識・スキル」を課題と捉える教職員の多いことも分かった。この課題への対応策として、筆者らは全15回（1回60分）から成る研修プログラム案を作成し、提示した<sup>3)</sup>。しかしながら、研修プログラム案に対する効果測定までは

行っていない。

そこで、本研究では、研修プログラム案をもとに実際に研修会を開催して、受講者への質問紙調査を行い、研修プログラム案の効果と課題を明らかにすることを目的とする。

### 2. 研究の方法

研修会（「学校図書館と電子書籍」基礎講座）は、東京都内で2017年9月から12月にあわせて4日（1日当たり2～3コマ）開催した。なお、会場等の関係から、全15回を内容を変えない形で圧縮（2回分を1回にする等）して全10回での開催となった。講師は、筆者らの研究グループのメンバーが務めた（表1）。

表1 研修会の内容

回	内容	講師
1	ICT機器・コンテンツの最新動向	花田一郎
2	電子書籍の基礎	植村八潮
3	電子書籍とデジタル教科書の関係	山崎榮三郎
4	学校図書館におけるICT・電子書籍の位置づけと取扱い	野口武悟
5	学校における電子書籍の活用法Ⅰ	有山裕美子
6	学校における電子書籍の活用法Ⅱ	有山裕美子
7	学校における電子書籍の活用法Ⅲ	有山裕美子
8	電子書籍と著作権	森田盛行
9	情報モラルの意義と指導	竹村和子
10	（シンポジウム）これからの学校図書館と電子書籍	上記講師全員

研修会は、全日程の受講を原則として、全国

の司書教諭, 学校司書などに受講を呼びかけた。その結果, 各日 25~30 人が受講した。受講者には, 各回終了時に質問紙に回答してもらった。なお, 研究の一環としての開催のため, 受講料は無料とした。

### 3. 研究の結果

研修会の受講者に対して行った質問紙調査には, 延べ 193 人が回答した。回答者の年齢構成は 40 歳代が最多で 33.8%, 次いで 50 歳代の 26.3% だった。また, 回答者は, 司書教諭, 学校司書などの学校図書館や学校関係者が中心だったが, 公共図書館関係者 7.4%, 出版関係者 26% なども含まれている。

質問紙調査では, まず, 理解度についてたずねた。全体 (延べ回答者数に占める割合) としては, 「とても理解できた」との回答は 43%, 「ある程度理解できた」も含めると 93.8% となった。回ごとに見ると, 「とても理解できた」との回答は 63.2% (第 8 回) から 11.1% (第 9 回) までの大きな開きがあった (図 1)。

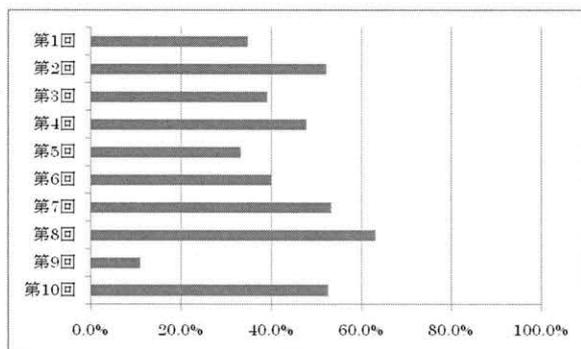


図 1 「とても理解できた」との回答割合

次に, 期待に応えるテーマ・内容だったかについてたずねた。全体としては, 「とても期待に応えるテーマ・内容だった」は 19.4%, 「ある程度期待に応えるテーマ・内容だった」も含めると 83.2% となった。回ごとに見ると, 「とても期待に応えるテーマ・内容だった」についても, 40% (第 5 回) から 4.3% (第 1 回) までの開きがあった (図 2)。

研修会の 1 回当たりの時間については, 全体として 90.1% が「適切である」との回答だった。

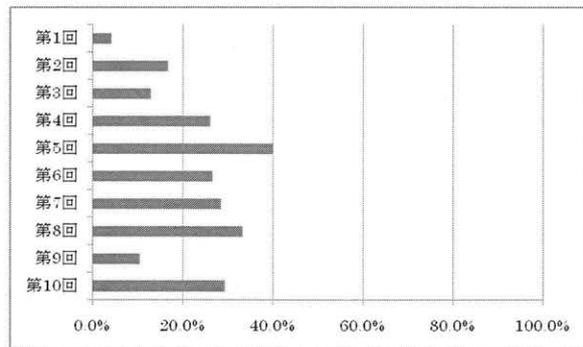


図 2 「とても期待に応えるテーマ・内容だった」との回答割合

自由記述では, 「進歩の著しい電子書籍についての研修は定期的な受けたい」などの好意的な意見が 9 割にのぼったものの, 有料なら参加したいと思わないとの回答も 5 割近くあった。

### 4. 研究の考察

以上の結果から, 研修会はおおむね効果があったといえるが, 課題も明らかとなった。

理論よりも実践的なテーマ・内容への期待が高い傾向にあり, また, 回ごとでの受講者の理解度にはばらつきが大きかった。研修内容や方法の改善が必要といえる。これらをふまえて, 筆者らの研究グループでは研修プログラム案の修正案の検討を進めている。修正案については, 発表当日にポスターのなかで提示したい。

なお, 無料ニーズも高く, 今後, 研究の一環としてではない形で, 修正した研修プログラム案による研修会を開講・運営しようとする場合, どこがどのように担うのかも検討課題である。

### 引用文献

- (1) 植村八潮, 野口武悟, 電子出版制作・流通協議会編著『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2017』印刷学会出版部, 2017.11, 173p.
- (2) 野口武悟「学校図書館における電子書籍の利用モデルの構築に関する調査研究」『学校図書館』No.813, 2018.7, p.23-24.
- (3) 一般社団法人電子出版制作・流通協議会, 専修大学電子書籍研究プロジェクト『学校図書館における電子書籍の利用モデルの構築 報告書 (公益財団法人図書館振興財団平成 28 年度振興助成事業)』, 2017.3, 125p.

## 位置情報取得技術 BLE ビーコンを用いた 図書館利用者の館内行動に関するデータ取得方法の検討

杉江典子（東洋大学文学部） sugie@toyo.jp

本研究では、位置情報取得技術を用いて、図書館利用者の館内行動に関するデータを取得する汎用性の高い方法を検討することを目的とし、ビーコンの受信精度に関する実験を行った。取得された電波強度から推定した距離と実際の距離との乖離距離を算出し、さらに範囲を設けて一定の電波強度の受信分を除いた場合の誤判断率を算出した。その結果、一定の受信強度より弱い受信分を除くことで推定距離の精度を上げられることが明らかになった。

### 1. 研究の背景と目的

図書館利用者の館内行動を把握するためには、得られるデータや客観性の点から判断すると観察法が適切である。しかし調査に多大な労力を要することや、得られたデータの分析が困難であるなどの問題も抱えている<sup>1)</sup>。室内での人々の行動に関するデータ収集には、位置情報取得技術を応用する例が増えつつあり、BLE (Bluetooth Low Energy: 超低消費電力無線通信技術) ビーコンを用いた技術の応用可能性が示されている<sup>2)</sup>。

そこで本研究では位置情報取得技術を用いて、図書館利用者の館内行動に関するデータを取得する汎用性の高い手法を検討することを目的としビーコンの電波強度を用いて受信精度に関する実験を行った。

### 2. 実験の概要

本実験後に実施予定の利用者調査では、電波により識別情報を送信する BLE ビーコンと、ビーコンからの電波を受信する受信機を用いて利用者の図書館内における位置情報を取得することを計画している。ビーコンの精度は環境に左右されるため、調査実施予定図書館において、ビーコンと受信機を用いた RSSI 値 (電波強度) を測定する実験を行い精度について分析した。

実験では、電波の反射等の影響が少ないと考えられる図書館内の閲覧スペースと高書架間という2つの環境で、ビーコンから発される電波強度を距離ごとに測定した。ストラップケースに入れたビーコンを首からかけ



図1 測定方法 (正面)

た人物に対し、受信機を持った調査者が正面と背面から向き合う2通りの方法でデータを取得した(図1参照)。

ビーコンには芳和システムデザイン製の“BLEAD-B VER2” (Bluetooth Ver.4) を、想定される受信範囲から判断して-12dBm と-16dBm の出力、電波の送信間隔 10 回/1 秒 (100ms) の設定で使用した。受信機には、Bluetooth が受信可能な Sony 製のスマートフォン Xperia J1 Compact を使用した。

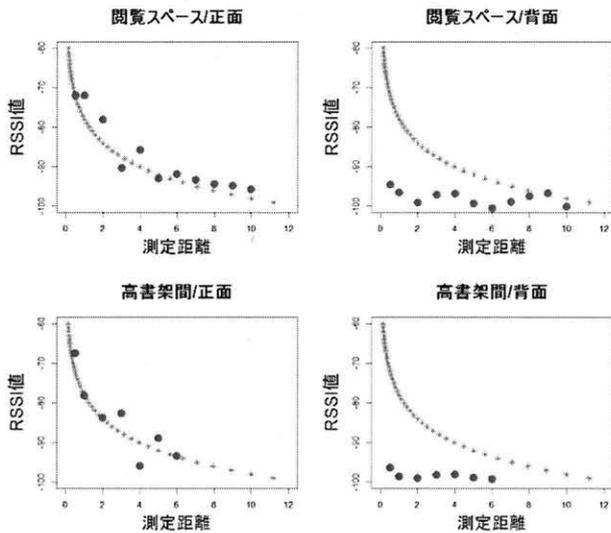
### 3. 結果と分析

#### 3.1 調査環境下での BLE ビーコンの精度

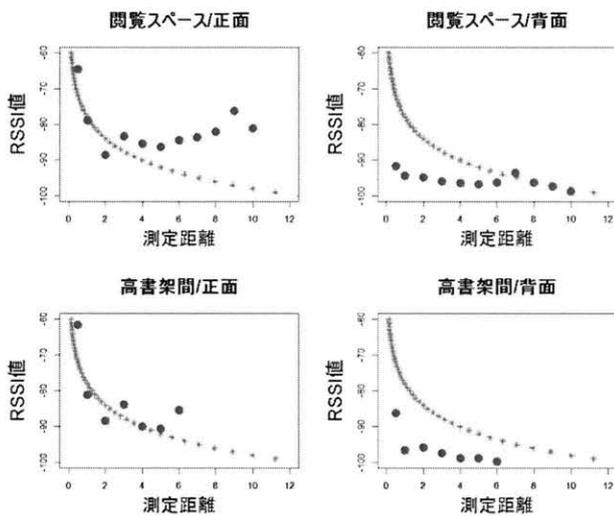
閲覧スペースでは、0.5m と 1m~10m (1m 刻み) の 10 箇所、高書架間では 0.5m と 1m~6m (1m 刻み) の 7 箇所、BLE ビーコンの電波強度を距離ごとに 50 回ずつ測定した。理想的な条件 (自由空間) では、ビーコンの電波強度は距離の 2 乗に反比例<sup>3)</sup>、使用するビーコンは-78dBm で距離 1m に対応する。そこで電波強度から推定距離を算出し、距離ごとに平均値を出した。さらに、推定距離と実際の距離との差 (乖離距離) の平均も算出した。

測定距離ごとの乖離距離の平均値は、出力レベル-16dBm では 0.16m から 10.13m、出力レベル-12dBm では 0.27m から 5.38m となった。これらの値から、実験環境ではメートル単位の精度を得ることは困難であることがわかった。

図2と図3に測定距離ごとの RSSI の平均値と、自由空間における距離に対応する RSSI 値を示した。正面と背面の RSSI 値を比べると、背面では、閲覧スペースでも高書架間でも RSSI 値と距離の間に規則性はほとんどない。また背面から取得される RSSI 値は、全体的に



微弱であり、距離の推定に用いることは困難  
注：図中「\*」は、自由空間における RSSI 値と距離の関係  
図 2 距離ごと平均 RSSI 値 (出力-16dBm)



注：図中「\*」は、自由空間における RSSI 値と距離の関係  
図 3 距離ごと平均 RSSI 値 (出力-12dBm)

であると推測される。また正面から取得された RSSI 値は、出力-12dBm の閲覧スペースを除きおおむね距離が離れるに従って減少し、自由空間における RSSI 値に従っている。

### 3.2 範囲を設定した場合の誤判断率

図 2, 3 から、距離の推定には、正面からの受信分はある程度利用でき、背面や距離が離れた場合の受信分は利用しにくいことが推測された。そこで、ある電波強度より弱い場合、ある距離より離れていると判断して、その受信分を除外した場合、推定距離が設定した範囲に含まれない程度 (誤判断率) を算出した。除外する範囲は、RSSI 値-89 dBm から-93 dBm (5パタ

ン)、受信機からの距離は 4~6m以上 (3パターン) とし、2つの出力強度で全 30 パターンの誤判断率を算出した。比較のために、すべての受信分の推定距離が同じ基準で設定した範囲に含まれない程度も算出した。

その結果、すべての受信分を使用した中では、最も誤判断率が低かったのは、出力強度-16dBm で、RSSI 値が-89dBm より弱い場合 4m 以上離れていると判断した場合で、29.72%であった。範囲を決めて除いた中では、RSSI 値が-89 dBm より弱い場合 6m 以上離れていると判断して除いた場合の誤判断率が最も低く 3.94%であった。

以上のように、今回の実験では、RSSI 値がある値よりも弱い受信分を除けば、誤判断率が下がることがわかった。なかでも、ビーコンからの受信電波のうち、-89dBm より弱い値を 6m 以上離れていると判断して除き、-88 dBm より強い値を受信機から 5m 以内と判断して用いることで最も高い精度が得られることがわかった。

## 4. 結論と今後の課題

実験環境下では、BLE ビーコンから得られる受信強度はメートル単位のような正確な距離の推定に利用することは困難と推測された。ただし一定の範囲の RSSI 値を除外することで、利用者がある範囲に入ったかに関しては、誤判断率約 4%という高い精度で推測できることが明らかになった。

ただし今回取得したのはビーコンを携帯した側が静止した状態での電波であり、利用者が移動している状態で取得されるデータによって、どの程度実際の経路を反映したデータが取得できるかについても調べる必要がある。

本研究は JSPS 科研費 JP26330367 の助成を受けたものです。

### 参考文献

- 1) 杉江典子. RFID により取得した図書館内位置情報に基づく利用者の類型化. 日本図書館情報学会誌. 2017(6), vol.63, no.2, p.71-89.
- 2) Denis, F. et al. Model-Based Localization and Tracking Using Bluetooth Low-Energy Beacons. Sensors, 2017, vol.17, no.11, (2484).
- 3) 上原昭宏. iBeacon ハンドブック. 達人出版会, 2014, p.30-31.

## 選択アーキテクチャとしての公共図書館

大場博幸

日本大学 ohba.hiroyuki@nihon-u.ac.jp

### 抄録

本研究では公共図書館を選択アーキテクチャとして把握することのメリットおよび残された論点について検討した。行動経済学は選択アーキテクチャを使って個人の選択を誘導する公共政策を肯定する。その根拠には、自由な選択は必ずしも厚生を高めない可能性があるという認識がある。さらに、公共図書館はその概念が誕生する以前から余暇を特定の情報利用行動に導こうとする選択アーキテクチャであり、そうした理解は価値の多元主義を標榜する近年の図書館理論より整合性があると論じた。

### 1. 選択アーキテクチャ

「選択アーキテクチャ(choice architecture)」とは、選択肢を消費者に対して提示する際のデザインを意味する。多くの場合、設計者の意図の有無に関わらず、受け手側は目立った選択肢に誘導されることとなる。この概念は、オバマ前米国大統領のもとで行政官も務めた法学者キャス・サンステイーンと、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラーによる著書 *Nudge* (2008, 邦訳<sup>1)</sup>)において提唱され、法学・政治学分野において大きな論争を巻き起こした。

二人のうち特にサンステイーンは、選択アーキテクチャの操作によって、個人の厚生を高めるよう選択を誘導するという公共政策を推奨する<sup>2)</sup>。このような政策は、これまでならばパターンナリスティックであるとして批判されてきた。しかし、「人間はランダムにではなく、大方決まったパターンで間違える」という行動経済学上の洞察を根拠として、エラーを矯正する政策は正当化できるとする。(ただし人間のバイアスについての議論は本研究の論点ではないため詳述しない)。

また、パターンナリスティックに見える政府の介入はすでになされており(例えばシートベルトの着用・国民皆保険など)、それは法的強制として他の選択肢を許さない形となっていることが多い。一方、選択アーキテクチャを政策手段として用いるならば、特定の選択肢を選ぶように消費者を誘導するものの、それとは別の選択肢を敢えて選ぶ行為を排除しない。(年金の積み立てや臓器移植の意思表示が例として扱われている)。すなわち、政府が選択アーキテクチャを活用すれば、自由を侵害せずに選択の失敗を矯正できる、とする。

さらに、選択アーキテクチャは民間においても

用いられており、すでに個人の選択に影響する「環境」を構成している。また民主的にコントロールされている政府のほうが民間よりも公正さに配慮している可能性が高い。したがって、公共・民間問わず選択アーキテクチャに満ち溢れた「環境」があるのに、政府のそれのみを特別に危険視することは妥当ではないとされる<sup>3)</sup>。

### 2. 公共図書館への適用

選択アーキテクチャは今世紀に生まれた新しい概念だが、これまでの政策をそれによって再解釈することもできる。定義を広くとれば、補助金や物品税などは消費を特定の方向に誘導する選択アーキテクチャであろう(ただし、無意識的な誘導となる「ナッジ」のレベルを超える、明示的なインセンティブによる誘導とみなせる)。公共図書館も二つのレベルで選択アーキテクチャだということができる。

一つは物理的なレベルである。資料の全体の配置は、選択アーキテクチャである。もちろん、書籍の排架に適用される十進分類法は特定の選択肢を目立たせるシステムとはなっていない。この点で、誘導の意図のない選択アーキテクチャとなっている。一方で、児童書コーナーにおける絵本の面出し陳列は、誘導の意図を顕わにしている。運用のレベルの選択アーキテクチャのうち一部は、個々の図書館でデザイン可能であり、実際にデザインされているであろう。

もう一つは制度的なレベルである。歴史的に見れば、少なくとも19世紀半ばから20世紀半ばまでは、公共図書館はあからさまな読書への誘導政策だった。その誘導には二つの側面がある。第一に、余暇利用のうち数ある選択肢のなかから特に

読書を推奨するというものである。第二に、数ある書籍・雑誌の選択肢のうち特に公共図書館が所蔵する書籍・雑誌を推奨するというものである。それら誘導を実現する手段として価格がある。市場を通じるよりも安価な価格づけをすることによって、利用を促すことができる。今のところ、その価格は無料とされている。図書館は、他の余暇や読書を退け、ある種の読書に誘導するようデザインされた選択アーキテクチャだと考えることができる。

### 3. 図書館の自由との関係

公共図書館を選択アーキテクチャとして解釈するメリットは何だろうか。その理由として、図書館が何を選択させようとしているかについて考えることを図書館関係者に促し、より現実的な図書館理解が可能となるということがある。

20世紀の半ば以降、図書館関係者の間では、公共図書館は表現の自由・知る権利・知的自由などと関係づけられてきた。究極的には、価値の多元主義を保障することを目的とする施設とされる。しかしながら、関係者がどのように主張しようとも、図書館で提供される選択肢によって市場で提供される選択肢は同時時間帯での消費において排除される形になる。このように他の余暇利用を愛好する者に対して図書館は多元主義的な選択肢を提示できない。このことは、公共図書館をリベラルな政策としてみなすことを不可能にしている。現代図書館論の理論的な難点である。

これに対して、図書館＝選択アーキテクチャ論は、それとは異なった理解の枠組みを提供する。そこにおいて図書館は、義務論的な評価基準ではなく、目的合理的に選択を誘導できているかどうか、および選択コストの相対的安価さで評価される。図書館を設置する政策の究極目的は厚生の改善とみなすことができる。ただし、手段的な制約もある。したがって、制度的なレベルの目的として設置自治体の構成員の社会教育・生涯学習の達成が法的に求められることになる。一方で、「図書館の自由」は次のような位置づけとなる。それは公共図書館の目的を構成するものではなく、公正さを担保するために民間の一部または公的機関一般に要請される「外からの制限」である。(ただし、今のところ図書館＝選択アーキテクチャ論は「情報への自由なアクセス」という議論と両立で

きないわけではない)。

### 4. 論点

選択アーキテクチャ論には、「自由な選択」は選択者にとって必ずしも望ましい結果をもたらすわけではないという認識がある。選択すること自体が大きな負担となって、デフォルトが選択しないという選択となってしまうこともある。サンステューン<sup>3)</sup>は、途上国よりも先進国が物質的に豊かである理由は、優れた選択アーキテクチャが人々の選択を「正しい」方向に誘導してくれるためであると指摘する<sup>3)</sup>。受け身であることが常に悪で、主体的な選択が厚生にとって常に望ましいとは限らないのである。

公共図書館においてもそれは同様である。物理レベルでのデザインの見直しは個々の図書館で思いつきやすく、また対応しやすい事柄だろう。加えて、特にどのような情報へと誘導するか、あるいは誘導しないようにしておくかは、重要な論点である。これまでのように図書館が利用者の選択に直接の責任を取らないという状態を維持するのは一つのデザインではある。だが、制度的なレベルでの目的達成を不十分なものとする恐れも捨てきれない。

より重要なのは、制度的なレベルで何を達成し、そのためにどのような情報源へと誘導するか、という論点である。その際、公共図書館で使用できる誘導手段は、市場価格との相対的価格差(安価さ)であることは強調されるべきことだろう。価格の操作によって、特定の情報源への需要を減少させたり、望ましい情報源への需要を増加させたりすることができる。図書館法では無料の原則がうたわれているものの、目的の追求のためにその原則は再検討されてよいように思える。(無料の原則は歴史的に形成されてきたものだが、それを正当化する論理は不十分であるように見える)。

#### 参考文献

- 1) リチャード・セイラー、キャス・サンステューン『実践行動経済学:健康、富、幸福への聡明な選択』遠藤真美訳、日経 BP, 2009.
- 2) Cass R. Sunstein *Why nudge?: The politics of libertarian paternalism* Yale University Press, 2014.
- 3) キャス・サンステューン『選択しないという選択: ビッグデータで変わる「自由」のかたち』伊達尚美訳、勁草書房, 2017.
- 4) 大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か?: 二世紀の〈あり得べき社会〉を問う』筑摩書房, 2014.

## Subject World on the Web

村上晴美<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 大阪市立大学大学院工学研究科  
harumi@osaka-cu.ac.jp

抄録

著者の研究室では BSH や NDC などの概念を視覚的に探訪しながら OPAC 検索ができる Subject World と呼ぶプロトタイプシステムを開発したが、クライアント側に Java の環境設定が必要であるなど、誰でも簡単に使えるものではなかった。本研究では一般的なブラウザで使えるように JavaScript を用いてシステムを試作した。新システム Subject World on the Web では NDLSH と LCSH のブラウジングを行いつつ大阪市立大学 OPAC を検索できる。

### 1. はじめに

主題検索は情報検索における主要な機能の一つである。著者の研究室では、概念の視覚化システムの研究を行ってきた。その中の一つとして、件名や分類などの概念を探訪しながら OPAC の検索ができる Subject World と呼ぶシステムを開発し、公開した<sup>1)</sup>。ユーザが自由に画面上の概念を動かしながら、関連する概念がつながる限り探訪できることが特長である。ここでは、件名として BSH、分類として NDC を扱った。このシステムでは、ユーザがクライアント PC 上に Java の動作環境をインストールする必要があるなど、誰でも簡単に使えるものではなかった。

2015 年に NDLSH と BSH と LCSH を扱うシステムの設計を行った<sup>2)</sup>。このシステムでも、ユーザがクライアント PC 上に Java の動作環境をインストールする必要があり、一般公開は行わなかった。

本研究室での研究以外にも件名や分類を検索できるシステムは存在するが、ユーザが複数の件名からなるネットワークを探訪しながら OPAC を検索できるものは一般には公開されていない。

本研究では、ユーザが特別なソフトウェアのインストールを行うことなく、一般的な Web ブラウザを用いて自由に概念を探訪しながら OPAC の検索ができるシステムを開発することを目的とする。

### 2. 実装

一般的なブラウザがあれば誰でも簡単に使えるように JavaScript を用いて実装した。視覚化には D3.js を用いている。新システム Subject World on the Web (<http://murakami.media.osaka-cu.ac.jp/subjectworld/>) では、NDLSH と LCSH のブラウジングを行いつつ、大阪市立大学 OPAC 検索ができる。NDLSH は Web NDL Authorities<sup>3)</sup> より一括ダウンロードファイルを取得し、LCSH は LC Linked Data Service<sup>4)</sup> の Web サービスを利用している。NDLSH 内の LCSH 番号を利用して NDLSH と LCSH の相互リンクを実現している。

### 3. 機能

システムは以下の機能を持つ。

#### (1) キーワード検索機能

キーワードを入力して件名標目の前方一致検索を行う。NDLSH か LCSH の選択が可能であり、NDLSH か LCSH の件名標目を表示する。

#### (2) 選択検索機能

オブジェクトを選択して件名標目の種類 (NDLSH, LCSH) または図書を選択して検索する。件名標目の場合は関連する NDLSH か LCSH の件名標目 (上位語, 下位語, 関連語) を表示する。この際、新たに表示されるオブジェクトへのリンクのみまたはすべてのリンクの表示の選択が可能である。図書の場合は大阪市立大学 OPAC の件名検索を行い、別ウインドウ

に OPAC の検索結果を表示すると同時に、上位 10 件の図書アイコンを表示する。

### (3) オブジェクト表示機能

関連するオブジェクトは円形に展開するが、できるだけ上位語は上位、下位語は下位、関連語は右に表示するようにしている。

拡大・縮小、ノードやリンク調節、意味ラベル表示選択、アイコン形状選択機能などをもつ。

## 4. 使用例

図 1 にシステムの使用例を示す。NDLSH を選択して「情報検索」と入力してキーワード検索を行うと、NDLSH「情報検索」が表示される。「情報検索」を選択して「NDLSH」を選択検索すると「情報検索」に関連する NDLSH の件名標目が表示される。同様にして NDLSH「セマンティックウェブ」から NDLSH「メタデータ」を表示する。「メタデータ」から「NDLSH」を選択検索すると「メタデータ」に関連する件名標目、「LCSH」を選択検索すると LCSH「Metadata」が表示される。「Metadata」を選択して「LCSH」を選択検索すると、「Metadata」に関連する LCSH の件名標目が表示される。右側の領域には選択したオブジェクト「Metadata」に関連する情報が表示される。下部には「メタデータ」での OPAC 検索結果(左)、「Metadata」での OPAC 検索結果(右)のウィンドウが表示される。描画領域には検索結果の上位の図書のアイコンが表示される。ここでは新たに表示されるオブジェクトへのリンクの

み表示するモードとしている。

「情報検索」という言葉から探索的に表示された「メタデータ」に関連して、NDLSH と LCSH の概念体系の相違点を確認しつつ、和書と洋書の検索ができる。

## 5. おわりに

旧 Subject World<sup>1)</sup>との主な違いは、(1) 一般的なブラウザで使えるように実装をあらためたこと、(2) 旧システムでは BSH と NDC を扱ったが、本研究では NDLSH と LCSH とした。

一般的なブラウザから誰でもアクセスできる NDLSH と LCSH の統合 OPAC は著者の知る限り初めてである。一般公開することにより改善と評価が容易となる。本システムはプロトタイプであり、今後も継続して改善予定である。

### 注・引用文献

- 1) 村上晴美, 平田高志, 上田洋「Subject World —主題の世界—」『情報の科学と技術』Vol.54, No.11, 2004, p.568-574.
- 2) 村上晴美, 唐振国, 栗原篤「件名標目の可視化デザインの調査と試作」『2015 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2015, p.41-44.
- 3) Web NDL Authorities (国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス) <http://id.ndl.go.jp/auth/ndla>, 参照 2018-09-27).
- 4) LC Linked Data Service. <https://id.loc.gov/>, (参照 2018-09-27).

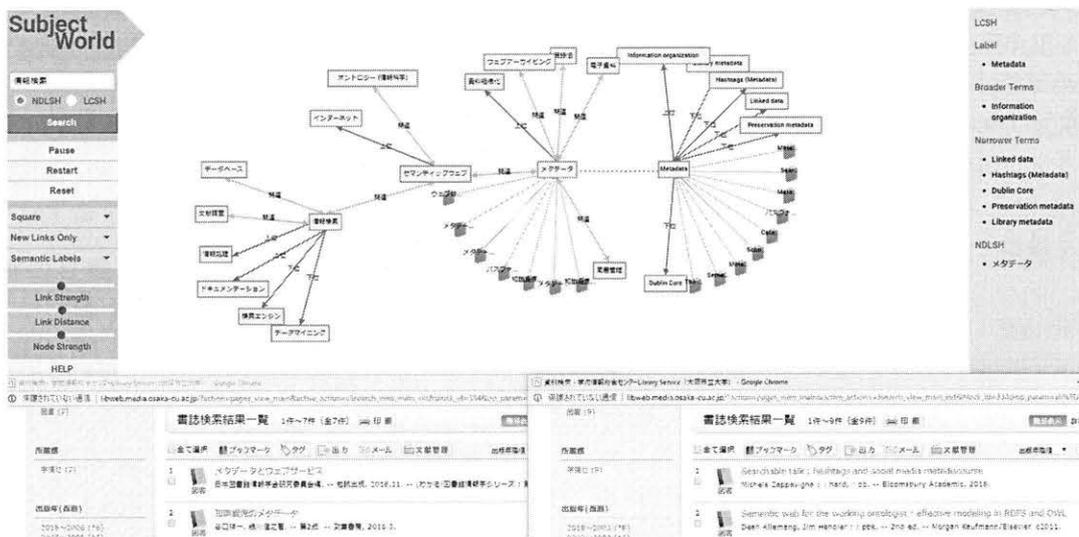


図 1 使用例

## 図書館設置条例の実態調査

池内淳(筑波大学)

atsushi@slis.tsukuba.ac.jp

【抄録】公立図書館の設置に際しては、当該自治体の条例においてその設置に関する事項を定めなければならないとされている。本研究では、日本全国の都道府県および市区の図書館設置条例を調査した。その結果、図書館条例の設置根拠となる法令、設置根拠となる図書館法の条項、図書館法第 10 条がどのような目的で参照されているか、直営と指定管理による図書館協議会の設置率などの実態を明らかにした。

### I. 研究背景

図書館法第 10 条の規定により、公立図書館は当該地方公共団体の条例において、その設置に関する事項を定めなければならないとされている。こうした条例の中には、単に、図書館の設置に関する基本的な事項を定義しているものもあれば、当該自治体においてどのような図書館を設置しようとしているのかの指針を示す政策的意図の含まれた条例もある。また、図書館法や地方自治法といった関連法令の改正に際して、各自治体が図書館設置条例をどのように改訂するかについて、その対応の在り方はさまざまに異なっており、結果として、自治体によって図書館設置条例のすがたは多様である。また、近年、図書館を複合施設の一部として設置する例も多いことから、その傾向は顕著なものとなっている。しかしながら、図書館設置条例に関する既往調査の多くは、特定の地域を対象としたものに止まっており、全国的な実態を把握しようとしたものはほとんどない<sup>1),2),3),4)</sup>。そこで本研究では、日本全国の都道府県および市区の公共図書館を対象として、図書館設置条例を調査し、その実態を明らかにすることを目的とする。

### II. 方法論

『日本の図書館 統計と名簿 2017』に掲載されている公立の公共図書館 2,666 館を対象に、図書館設置条例の調査を行った。具体的には、各地方公共団体(853 自治体)のウェブサイトにおいて公開されている例規集から設置条例および関連する条例(協議会条例等)を検索した。例規集を公開していない場合は、検索エンジンを用いて設置条例を検索した。調査期間は 2018 年 8 月 1 日から 9 月 30 日の二ヶ月間であった。調査項目は、(1)図

書館設置の根拠法令、(2)図書館法第 10 条の参照方法(図書館設置、条例設置の別)、(3)設置条例中から参照している法令、(4)参照している「図書館法」の条項、(5)参照している「地方自治法」の条項、(6)図書館協議会及び類似機関の設置の有無、(7)図書館協議会設置の根拠法令等とした。

### III. 結果と考察

以下に調査結果を記す。

表 1. 図書館条例の設置根拠

	館数	比率
図書館法	2,503	82.90%
なし	272	9.00%
地方自治法	198	6.60%
地教行法	25	0.80%
社会教育法	4	0.10%
博物館法	2	0.10%
都市公園法	1	0.03%
児童福祉法	1	0.03%
その他(条例)	15	0.50%
計	3,021	100%

表 1 は、図書館設置条例の根拠として、どのような法令が参照されているかを示したものである。最も多いのは図書館法であるが、次いで多かったのは設置根拠法令なしの図書館であった。「なし」の場合には、二つの典型があり、一つは、“本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする”(大阪市)のように、その設置を簡潔に述べるに止めたもの。もう一つは、“伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的

な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する”(伊万里市)のように、市の図書館政策を設置条例において示したものであった。

表 2. 設置根拠となる図書館法の条項

	館数	比率
図書館法	303	12.10%
図書館法第 1 条	24	1.00%
図書館法第 2 条	23	0.90%
第 2 条第 1 項	12	0.50%
第 2 条第 2 項	5	0.20%
図書館法第 3 条	5	0.20%
図書館法第 10 条	2,015	80.50%
第 10 条第 1 項	5	0.20%
図書館法第 14 条	9	0.40%
図書館法第 15 条	7	0.30%
図書館法第 16 条	90	3.60%
第 16 条第 1 項	3	0.10%
図書館法第 29 条	2	0.10%
計	2,503	100%

表 3. 図書館法第 10 条参照の種別

	館数	比率
図書館の設置根拠	1,659	82.1%
条例の設置根拠	361	17.9%
計	2,020	100%

表 2 は、設置根拠として図書館法を参照している図書館が、具体的にどの条項を参照しているかを示したものである。最も多いのは法第 10 条であり、次いで、図書館法そのもの、三番目は法第 16 条であった。

ここで、法第 10 条を参照する場合、図書館の設置根拠とする場合と、条例の設置根拠とする場合がある。浪江は“何ともこっけいなのは、この「図書館法第十条に基き」というやつである。(…中略…)この条文をよく読めば、これに基いて図書館が設置されるのでないことは、疑う余地がない。これ

は条例制定のよりどころにすぎない”<sup>り</sup>と述べ、図書館の設置根拠として法第 10 条を参照することを批判している。また、前田<sup>3)</sup>、山口ら<sup>3)</sup>も同様の趣旨を述べている。表 3 はその内訳を示したものである。これによれば、図書館の設置根拠として法第 10 条を参照しているものが 82% にのぼっており、今なお、図書館の設置根拠として法第 10 条を参照することが一般的であると言える。表 4 は中央館もしくは中心館が直営の自治体と指定管理者の自治体における図書館協議会の設置状況を示したものである。これをみると、直営館の自治体と比較して、指定管理者によって図書館を運営している自治体の方が、図書館協議会の設置率は低く、類似機関の設置や未設置の比率は高くなっていることが分かる。図書館法の規定によれば、図書館協議会とは、館長からの諮問を受け、館長に意見を述べる機関であると規定されているが、指定管理者によって管理・運営されている図書館の場合、そもそも、公務員である館長が存在しないことから、その在り方について、法的な観点から、様々な課題が提出されている。今回の調査結果は、その曖昧な状況を反映したものと解釈することができるだろう。

【注・参照文献】

- 1) 浪江虔. 憲法違反がこんなところにある: 図書館の条例と館則を調べよう. 月刊社会教育. vol.12, no.12, p.36-40, 1968.
- 2) 浪江虔. <条例と館則>根本的作り直しが必要である. 図書館雑誌. vol.63, no.2, p.8-12, 1969.
- 3) 前田章夫. 大阪府下公共図書館条例・規則の現状と問題点. 図書館界. vol.36, no.3, p162-165, 1984.
- 4) 山口源治郎., 広井ひより. 図書館条例・規則の研究(1): 多摩地域 27 市の図書館条例を中心に. 図書館研究三多摩. no.2, p. 44-63, 1997.

表 4. 直営・指定管理者別図書館協議会設置率

	設置		類似機関の設置		未設置		計	
	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率
直営	593	82.80%	35	4.90%	88	12.30%	716	100%
指定管理	96	70.10%	19	13.90%	22	16.10%	137	100%

近代日本図書館統計に基づく公共図書館の活動・運営の分析：  
県・六大都市・市の相違への着目

仲村拓真

青山学院大学大学院

d9114001@aoyama.jp

抄録

近代日本において実施された図書館統計調査を渉猟し、県・六大都市・市の相違に着目して、数量的な側面から公共図書館の実態を整理し、特徴について考察した。結果として、蔵書冊数や閲覧人員、閲覧室面積等の施設・活動の規模において、「大都市>県>市」という傾向が見られた。また、利用者層に若干の相違が見られたほか、県や市がほとんど閲覧料を徴収していないのに対し、大都市では閲覧料を徴収し、経費の約16%に相当する収入を得ていたことが分かった。

1. はじめに

1.1 研究の目的

本研究の目的は、近代日本において実施された図書館統計調査を活用し、県・六大都市・市の相違に着目して、公共図書館の数量的な実態及び特徴を明らかにすることである。

1.2 研究の背景

図書館統計調査は、当時の図書館の概況を把握するために、第一に見るべき史料として捉えられているように考えられる。しかし、統計調査そのものを網羅的に検討したうえで、設置者別の観点から分析が行われた例は限られている。

設置者別の比較については、これまでに、県立と町村立を整理したものはあるが、個別館のデータを用いて、県立、大都市立、市立を分析したものはなかった。さらに、大都市立図書館は、近代日本において、六大都市（東京、京都、大阪、横浜、神戸、名古屋）として特別に捉えられてきたが、今日の図書館史研究には、その実態が反映されているとはいえない。そこで、近代日本における都市図書館史研究の一環として数量的な側面から実態を検討する。

なお、以下、道府県を県、六大都市を大都市、六大都市以外の市を市とそれぞれ記す。

1.3 研究の方法

近代日本における図書館統計調査及び人口動態や出版等の関連統計を渉猟し、統計データを活用した分析及び考察を行った。なお、検討の範囲は、研究目的から、公共図書館を対象とし、全国規模で実施されたものに限った。確認した史料は、表1のとおりである。本発表においては、表1のうち、経年的な分析が可能である『文部省年報』<sup>1)</sup>及び『図書館一覧』<sup>2)</sup>、調査内容が詳しい「公共図書館調査」<sup>3)</sup>、『全国図書館二関スル調査』<sup>4)</sup>におけるデータを中心に用

いた。いずれも悉皆調査に基づくものであるが、個別館のデータについて、蔵書冊数3千冊未満、あるいは閲覧人員5千人未満の図書館は、掲載が割愛されているものもある。

集計作業については、明らかな誤りや読み取れない数値がある場合は、欠損値として集計から除外した。また、分館がある自治体は、複数館の統計値を合計して掲載されている場合が散見されるため、自治体単位での比較とした。蔵書冊数などは自治体内で合算し、開館日数など合計しても意味をなさない項目は平均値をとった。なお、私立から公立や、市立から県立への図書館移管、または、自治体の合併により、区域や人口の急激な拡大による市への移行や、町村が市に併合されることによる市立化については、市立以前の統計データは反映せず、市制施行や市立になった時点で集計対象に含めた。

表1 図書館統計調査を掲載した史料

史料名	実施者	発行年
文部省年報	文部大臣官房文書課	1873-
公私立図書館二関スル調査	文部省専門学務局	1912
全国公立私立図書館に関する調査	文部省普通学務局	1920
全国図書館二関スル調査表	文部省普通学務局	1921
全国図書館に関する調査	文部省普通学務局	1922
全国図書館一覧	文部省普通学務局	1923
図書館一覧	文部省社会教育局	1925-
道庁府県立五大都市立図書館二関スル調査	文部省社会教育局	1930
全国官公私立公共図書館数調査	千葉県図書館	1931
公共図書館調査	日本図書館協会	1931
中央図書館状況調査	中央図書館長協会	1933
中央図書館二関スル調査	文部省社会教育局	1934
中央図書館状況	中央図書館長協会	1935
中央図書館/経費調査	青年図書館員聯盟	1936
全国図書館二関スル調査	文部省社会教育局	1936
中央図書館二関スル調査	文部省社会教育局	1936
中央図書館二関スル調査	文部省社会教育局	1937
図書館総覧	青年図書館員聯盟	1938

2. 近代日本図書館統計から読み取れる特徴

2.1 図書館の設置状況

まず、公共図書館の設置状況を『図書館一覧』に基づいて整理した。その結果、1939年4月

1日時点で、図書館を設置していたのは、47 県中 38 県、6 大都市中 5 大都市（京都市が未設置）、142 市中 85 市であった。なお、県立図書館の所在地である大都市・市の 37 自治体では、11 自治体しか大都市立・市立図書館が設置されていなかった。管内に、県立も含め、公立図書館がある自治体は、46 県、全大都市、109 市だった。なお、私立を含めても、管内に図書館が確認できなかった自治体が 18 市あった。

## 2.2 施設・活動の規模

つづいて、『全国図書館ニ関スル調査』に基づき、施設・活動の規模に関する項目を集計した（調査は 1936 年 4 月時点。図書館を設置している 36 県、5 大都市、58 市のデータを対象とした）。その結果、蔵書冊数、開館日数、閲覧人員、閲覧冊数、経費総額、閲覧室面積、書庫面積、職員数の項目において、平均値及び中央値を見たとき、「大都市>県>市」という傾向が見られた。たとえば、蔵書冊数の中央値を確認すると、県が 51,608 冊、大都市が 81,846 冊、市が 19,093.5 冊である。

以上の項目のうち、蔵書冊数、開館日数、閲覧人員、経費総額は、『文部省年報』によって経年的に追うこともできるが、「大都市>県>市」という傾向は、いずれの時期においても同様に認められる。このことは、規模の観点からすると、同じ「市立」であっても、大都市立は、むしろ県立に近い存在であり、市立に含めて解釈することが適切ではないことを示唆している。

## 2.3 利用者層の相違

『全国図書館ニ関スル調査』では、利用者層についても調査を行っている。そこで、①産業従事者（農業、工業、商業等）、②公務自由業（官公吏、宗教家等）、③その他・無業者、④学生・児童、に分類して、閲覧人員に占める割合を算出した。その結果、中央値を見たとき、④が半数以上を占める傾向は、県（62.6%）、大都市（58.0%）、市（60.6%）のいずれにも共通していることが分かった。しかし、①の割合を見ると、大都市（16.6%）が、県（6.6%）と市（11.7%）に比べて、やや高いことが窺えた。また、③では、県（20.7%）と大都市（21.1%）に比べ、市（16.3%）がやや低かった。

以上の結果は、自治体の職業別人口比の違いが背景にあると見られ、各図書館の在り方にも影響を与えたのではないかと考えられる。

## 2.4 閲覧料の徴収

「公共図書館調査」では、図書閲覧料（以下、「閲覧料」と記す）を普通閲覧料と特別閲覧料に分けて、1931 年 3 月末日時点の設定額を調

べている。調査対象は、『図書館一覧』に記載された蔵書冊数 3 千冊以上の公共図書館であり、33 県、5 大都市、47 市のデータが掲載されている。それらを集計すると、徴収の有無については、7 県、4 大都市、1 市で、館内閲覧料が徴収されていたことが分かった。館外閲覧料を含めると、11 県、4 大都市、8 市で徴収が見られる。ここから、大都市では、比較的閲覧料を徴収する傾向にあることが分かる。設定額は、設置者別の違いは見られず、館内では、普通閲覧料が 2~10 銭、特別閲覧料が 3~30 銭、館外では、年や月の期間単位で徴収する図書館が多く、1 年あたり約 100 銭であった。

閲覧料が経費にどの程度影響を与えうるかについては、『文部省年報』にある徴収額と経費の各合計から推察できる。同じ 1931 年時点で、経費に占める徴収額の割合の中央値を算出すると、県が 1.1%、大都市が 15.7%、市が 3.0% である。この要因には、館外閲覧料の有無や閲覧人員の差も影響していると考えられるが、大都市では、閲覧料が運営経費に大きく寄与していると考えられる一方、県や市では、運営以外の目的で徴収している可能性を指摘できよう。

## 3. 今後の課題

まず、個別館の年報等も含めたデータの検討や私立の分析など、更なる検証が必要となろう。また、統計調査のうち、中央図書館に関する調査はあまり着目されていないが、他の調査とは異なる内容が示されている。同様の分析により、中央図書館制度の側面から、県立や市立の実態を整理することも考えられよう。

なお、統計調査から概況を把握することはできるが、各種史料の質的な分析による厚い記述も重要であることは言うまでもない。

## 参考文献

- 1) 文部省編『文部省年報』文部省、1875-。編者、発行者は、発行年によって異同がある。なお、1935 年以降は、個別館のデータが掲載されなくなる。
- 2) 『図書館一覧』文部省社会教育局、1925-。戦前に刊行が確認できるのは、1925 年、1929 年から 1940 年までである。また、1940 年には、ごく小規模な図書館が割愛されている。
- 3) 日本図書館協会「公共図書館調査」『図書館雑誌』vol. 25, no.9, 1931, 付録。
- 4) 『全国図書館ニ関スル調査』文部省社会教育局、1936, 136p. 1978 年に、日本図書館協会から復刻されている。

## 公立図書館の教育委員会所管に関わる成立過程

松本直樹(慶應義塾大学) matsumoton@keio.jp

抄録

教育委員会が公立図書館を所管することになった経緯を文献調査により明らかにした。戦後直後の立法過程で図書館界は専門技術的観点から文部省を頂点とする政策共同体を構想したが、GHQ・CIEは地方分権、民衆統制を重視した。文部省は図書館界に理解を示す関係者もいたが、最終的には行政委員会の乱立を危惧し、教育委員会と諮問機関(図書館協議会)という妥協的制度化を志向した。

### 1. はじめに

2018年6月、中央教育審議会生涯学習分科会は「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループの論点整理」で特例により公立図書館(以下「図書館」)を首長部局で所管することを認めるとする方向性を示した<sup>1)</sup>。このことについては、その必要性について疑念が示されている。その主なものは、制度変更事由の曖昧性、政治的中立性・安定性への危惧などである<sup>2)3)</sup>。

公立図書館が教育委員会所管となった経緯は、必ずしも明確ではない。本稿では戦後直後、関連する制度構築が並行する中で、図書館が教育委員会所管になった経緯を歴史的に明らかにする。

### 2. 先行文献と研究方法

これまで図書館と教育委員会の関係は、主に(1)知的自由との関係、(2)首長部局移管との関係、(3)地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(2014年)の関係、で議論されてきた。その際、(1)については『ちびくろサンボ』『はだしのゲン』などとの関係で、(2)および(3)については教育委員会制度の役割、特に政治的中立性・安定性との関係で論じられてきた。しかし、図書館が教育委員会所管になった経緯は図書館法成立過程の文献などで限定的に触れられているのみで十分明らかにされていない。本研究では1940年代後半から図書館法成立までの教育委員会制度成立に関わる文献を調査して明らかにする。

### 3. 調査結果

第一次米国教育使節団が1946年3月に連合国軍最高司令官に提出した「米国教育使節団報告書」は文部省の権限の削減、直接公選による教育行政

機関創設などを提起した<sup>4)</sup>。しかし、図書館について同報告書は「文部省は公立図書館事務の監理者を置き、その職務は全国の図書館を援助して、図書目録や書籍解題書を刊行したり、図書館管理事項について助言を与へたりすることになる<sup>5)</sup>と述べるにとどまり教育行政機関(教育委員会)との関係は明確ではない。

1946年12月、教育に関する重要事項を調査審議するため、内閣が直轄する教育刷新委員会が設置され、その第1回建議では教育委員会設置の基本構想が示された。その(4)では「各級学校教育の間及び学校教育と社会教育の間の緊密化」<sup>6)</sup>が明記され、教育委員会が社会教育を所管する方向性が示された。しかし、この時点では図書館が社会教育に包摂されるかは明確ではない。このことは、教育委員会法立法当時の政府答弁から確認できる。すなわち教育委員会法第4条1項中にある教育委員会所掌事務の「教育、学術及び文化」について、辻田政府委員は図書館は教育ではなく文化の範疇に入ると述べているためである<sup>7)</sup>。

1948年1月の教育刷新委員会第七特別委員会における社会教育に関する議論(第13回)では、小林政府委員が、司令部は図書館について教育委員会と別個に図書館委員会を設置することを主張しているのに対して、文部省としては直接選挙の行政委員会を複数設置することは問題であり教育委員会所管にしたいが意見の隔たりが大きい<sup>8)</sup>と述べている。この時点でも、図書館の所管のあり方は明確になっていないといえよう。

その間の図書館界における図書館法制定に向けた議論を確認すると、1947年11月時点までは社

会教育課の図書館法案に教育委員会の文言はなく図書館に限定した委員会設置が示されていたが、1948年3月以降、教育委員会を前提にした法律案に変化した<sup>9)</sup>。この期間に方向性が確定したと考えられる。当時の図書館界では義務設置等が重要なイシューであったが、その中で公選とした場合の投票率の問題<sup>10)</sup>や、教育委員会により自主性が損なわれることを危惧する意見などがいくつか示されている<sup>11)</sup>。文部省は教育委員会に所管させる方向性を示しつつ、図書館協議会を図書館委員会の代替的機関として妥協的に位置づけた<sup>12)</sup>。この期間、図書館界は政治的中立性、事業の継続性・安定性より専門技術性担保のため文部省を頂点とする政策共同体的機関を構想していた。その後、1948年7月に教育委員会法が成立した。先述したように、文部省はここで図書館を「文化」に含め、教育委員会所管とした。成立した教育委員会法は戦後教育改革の三原則である地方分権、民衆統制、一般行政からの独立を特徴としていた。一般行政からの独立は重視されたが、教育委員を選挙で選出することから、この時点では政治的中立性は必ずしも重視されていたわけでないことが分かる。

1949年6月、社会教育法が成立した。その五条および六条で市町村および都道府県教育委員会の事務に図書館等の設置及び管理が含まれた。これにより図書館は社会教育法上、社会教育の事務に位置づけられた。社会教育法で注目されるのは、公民館委員に関わる制度である。当初の公民館構想では、公民館委員を公選とすること、また、公民館運営の執行機関とすることなどが構想されたが、結局、公民館運営審議会の委員は教育委員会の委嘱とされ、館長の諮問機関と規定された<sup>13)</sup>。このガバナンス形態は図書館協議会と同様であり、図書館にもこれが適用されたと考えられる。

1950年、図書館法が制定された。同法は教育委員会が図書館を所管することを前提としたものであるとともに、図書館施設の設置及び管理が社会教育に包含されることが確認された。その後、教育委員会法は1956年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改正される。この改正は教育委員会制度の本質的転換であったが、図書館界で

は大きな話題とならなかった。

#### 4. 考察

戦後、図書館関係者は、専門技術性を持った政策共同体を構想した。また、アメリカ側の方針は変化しているが当初は図書館関係者と共通したものを、その後は一種の民衆統制による行政委員会を指向した。また、文部省は地方分権を重視しつつも、公選の行政委員会乱立を避ける観点から、最終的に教育委員会・図書館協議会の組み合わせによるガバナンスを志向した。この間、政治的中立性、継続性・安定性は重要な論点ではなかった。当時においてはまずはガバナンスの制度化が重視されたといえよう。

#### 【注・引用文献】

- 1) 中央教育審議会生涯学習分科会. 公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ, 2018-08-23.
- 2) 松岡要. 長部局所管への動きと「地域の課題解決」を考える図書館はなぜ教育委員会が所管するのか. 出版ニュース, No. 2483, p. 4-10, 2018.
- 3) 鎌水三千男. 図書館のあり方を考える上で教育委員会の所管が必要である社会教育施設を知事部局に移管することへの疑問. 出版ニュース, No. 2489, p. 13-19, 2018.
- 4) United States. Education Mission to Japan, 文部省. 戦後教育改革構想 1 期米国教育使節団報告書: 第一次・第二次. 日本現代教育基本文献叢書, No. 1. 日本図書センター, [復刻], p. 28-30, 2000.
- 5) 同上, p. 46.
- 6) 教育刷新審議会, 文部省調査普及局. 戦後教育改革構想 1 期教育刷新審議会要覧. 日本現代教育基本文献叢書, No. 4. 日本図書センター, [復刻], p. 29-30, 2000.
- 7) 1948年6月23日第2回衆議院文教委員会会議録15号, p. 7, 辻田政府委員答弁. 教育刷新審議会第3特別委員会でも議論されている. 国立教育研究所日本近代教育史料研究会. 第三特別委員会, 第四特別委員会, 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第7巻. 岩波書店, p. 90, 1997.
- 8) 国立教育研究所日本近代教育史料研究会. 第七特別委員会, 第八特別委員会. 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第9巻. 岩波書店, p. 65, 1997.
- 9) 裏田武夫, 小川剛. 図書館法成立史資料. 日本図書館協会, 1968, 473p.
- 10) 同上, p. 189-190.
- 11) 公共図書館法制定の意見書(近畿及九州). 図書館雑誌, Vol. 42, No. 3, p. 222-223, 1948.
- 12) 図書館大会記録. 図書館雑誌, Vol. 42, No. 3, p. 216, 1948.
- 13) 吉田昇, 日本社会教育学会. 社会教育法の成立と展開. 日本社会教育 / 日本社会教育学会編, 第15集. 東洋館出版社, p. 114, 1971.

第 66 回 日本図書館情報学会  
研究大会 シンポジウム

11 月 4 日 (日) 14:15~16:55

於 琉球大学 千原キャンパス

人文社会学部文系講義棟 2 階 215 教室

## 図書館情報学における歴史研究の今とこれから

日時： 2018年11月4日（日）14:15～16:55

場所： 琉球大学人文社会学部文系講義棟 215 教室

### 趣旨：

図書館情報学における歴史研究に関しては、特定の時代や地域、施設、図書館の制度やサービスを対象としたもの、図書館の存立自体に焦点を当てた歴史研究など多様な方法論が使われ、豊かな研究成果を生み出している。過去の記録と記憶を研究対象とする歴史研究は、史資料やインタビューの存在が研究の存立自体に関わるため、研究の成立過程に研究資料の掘り起こしや倫理的問題が含まれている。さらに研究者の研究対象への認識や解釈が研究成果に直接投影される。これらは歴史研究に取り組むときに直面し乗り越えるべき課題となっている。

本シンポジウムを通して歴史研究における基本的視座やその変遷を押さえた上で、図書館情報学における多様な歴史的研究手法について、具体的事例を通して考えていく。議論を通して、過去の記憶と記録を対象とする歴史研究が、図書館情報学のアカデミックな発展を切り開く可能的様態を示したい。

### 基調講演

川崎良孝（京都大学名誉教授）

「図書館の歴史研究の現状と展望：アメリカ図書館史研究を例に」

### パネリスト（発表順）と演題

福井佑介（京都大学大学院教育学研究科）

「図書館思想の歴史研究：研究の視座、方法論、解釈」

杉山悦子（都留文科大学兼任講師）

「学校図書館の歴史研究における視座と方法：沖縄研究からの問い」

汐崎順子（慶應義塾大学非常勤講師）

「児童サービス史の研究とオーラルヒストリー：調査の意義と難しさ」

司会

三浦太郎（明治大学文学部）

コーディネータ

吉田右子（筑波大学図書館情報メディア系）

講演者およびパネリストプロフィール（発表順）

**川崎良孝（かわさき・よしたか）**

**所属：**京都大学名誉教授

**略歴：**京都大学大学院教育学研究科博士課程修了。椋山女学園大学短期大学部教授，京都大学大学院教育学研究科研究科長・学部長を経て，2015年退職

**研究テーマ・関心領域：**①アメリカ公立図書館の歴史と現状，②図書館における知的自由

**主要著作：**①単著『開かれた図書館とは：アメリカ公立図書館と開架制』（京都図書館情報学研究会，2018）。②相関図書館学方法論研究会（川崎良孝・吉田右子）編著『トポスとしての図書館・読書空間を考える』（松籟社，2018）。③単著『アメリカ大都市公立図書館と「棄てられた」空間：日刊新聞・階級・1850-1930年』（京都図書館情報学研究会発行，2016）。④ウェイン・A.ウィーガンド著，川崎訳『生活の中の図書館：民衆のアメリカ公立図書館史』（京都図書館情報学研究会，2017）。

**福井佑介（ふくい・ゆうすけ）**

**所属：**京都大学大学院教育学研究科講師

**略歴：**京都大学大学院教育学研究科博士後期課程修了，博士（教育学）。京都大学大学院教育学研究科助教を経て，2016年より現職。

**研究テーマ・関心領域：**①図書館思想，②図書館史・読書史，③図書館や情報へのアクセスに関する規範や制度

**主要著作：**①単著『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』（松籟社，2015年）。②共著『トポスとしての図書館・読書空間を考える』（松籟社，2018年）。③共著『図書館と知的自由：管轄領域，方針，事件，歴史』（京都図書館情報学研究会発行・日本図書館協会発売，2013年）。

杉山悦子 (すぎやま・えつこ)

所属：都留文科大学兼任講師

略歴：東京学芸大学大学院教育学研究科総合教育開発専攻修士課程修了。修士（教育学）。

研究テーマ・関心領域：学校図書館思想，図書館文化史。沖縄と日本の1950年代における学校図書館の対位法的考察。

主要著作：①「沖縄における学校図書館の展開過程：基準教育課程の編成を中心に：1954-1960（『日本図書館情報学会誌』第63巻第1号，2017年，p.1-19.），②「『愛の教具』が戦後の沖縄にもたらしたもの：戦災校舎復興募金による購入図書を中心に」（『琉球・沖縄研究』第5号，2017年，p.99-113.），③「1950年代前期の沖縄における学校図書館の形成過程：教員の読書活動とその要請」（『図書館文化史研究』第32号，2015年，p.63-92.）

汐崎順子 (しおぎき・じゅんこ)

所属：慶應義塾大学非常勤講師

略歴：慶應義塾大学文学部図書館・情報学科卒業，慶應義塾幼稚舎(図書室)，東京都大田区勤務を経て，慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士（博士）課程単位取得退学。2001年より慶應義塾大学他で非常勤講師（児童サービス論，読書と豊かな人間性など）。

研究テーマ・関心領域：①公立図書館と児童サービス，②子どもの読書環境と文庫活動，③子どもの本・子どもの読書など。

主要著作：①単著『児童サービスの歴史：戦後の公立図書館における児童サービスの発展』（創元社，2007年），②共著『図書館情報学』（勁草書房，2013年），③共著『図書館は市民と本・情報をむすぶ』（勁草書房，2015年），④共編著『「喜びの地下水」を求めて：石井桃子が児童図書館にのこしたもの』（児童図書館研究会，2010年）。

#### 司会者プロフィール

三浦太郎 (みうら・たろう)

所属：明治大学文学部准教授

略歴：東京大学大学院教育学研究科修士課程修了，同博士課程退学（単位取得）。東京大学教育学部助手，同助教，明治大学文学部専任講師を経て，2012年より現職

研究テーマ・関心領域：①図書館文化史，とりわけ，戦後占領期日本における図書館制度の構築について，②国際的な図書館協力

主要著作：①「図書館史における学説史研究試論：日本近代図書館黎明期の解釈をめぐって」

- (『現代の図書館・図書館思想の形成と展開』京都図書館情報学研究会, 2017年, p.209-225),  
②「図書館の歴史」(『新しい時代の図書館情報学』補訂版, 2016年, 有斐閣, p.19-39), ③  
「CIE映画『格子なき図書館』の成立に関する考察」(『明治大学図書館情報学研究会紀要』  
(6), 2015年, p.11-18)

コーディネータープロフィール

吉田右子 (よしだ・ゆうこ)

所属：筑波大学図書館情報メディア系教授

略歴：図書館情報大学大学院修士課程修了。東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。博士(教育学)。図書館情報大学助手, 筑波大学図書館情報メディア研究科准教授を経て, 2011年より現職。

研究テーマ・関心領域：アメリカ公共図書館の歴史, 北部ヨーロッパ地域の公共図書館サービス

主要著作：①共著 川崎良孝・吉田右子『新たな図書館・図書館史研究：批判的図書館史研究を中心にして』(発行：京都図書館情報学研究会 発売：日本図書館協会, 2011)。②単著『オランダ公共図書館の挑戦』(新評論, 2018)。③単著『メディアとしての図書館』(日本図書館協会, 2004)

図書館の歴史研究の現状と展望：アメリカ図書館史研究を例に

川崎良孝（京都大学名誉教授）

- 1 公立図書館史研究の4つの世代 →表1「アメリカ公立図書館史研究の4つの世代」
- 2 4つの世代のマクロな背景 →図1「4つの世代のマクロな背景：暫定版」
- 3 現状と展望
  - 3.1 大学図書館史、学校図書館史、子どもへの図書館サービス
  - 3.2 基本的な視座と図書館史研究
  - 3.3 学術研究としての図書館史研究、タイムスパン、資料

参考文献

(1)(2)

川崎・吉田右子『新たな図書館・図書館史研究：批判的図書館史研究を中心にして』京都図書館情報学研究会（京図研），2011，402p；川崎「ウェイン・A.ウィーガンド『生活の中の図書館』（2015）と図書館史研究の第4世代」川崎・吉田編著『現代の図書館・図書館思想の形成と展開』京図研，2017，p. 30-61.

(3)-(1)

Shores, *Origins of the American College Library, 1638-1800*, 1966; Hamlin, *The University Library in the US*, 1981; Shiflett, *Origins of American Academic Librarianship*, 1981; Cecil, *School Library Service in the US*, 1940; Long, *Public Library Service to Children*, 1969 [『アメリカを生きた子どもたち』古賀節子監訳，1983] .

(3)-(2)

T.ホンマ「図書館情報学での人種の不可視性：皮膚の色による差別につまずく」川崎・福井佑介訳『同志社図書館情報学』28，近刊；ウェイン・A.ウィーガンド『生活の中の図書館：民衆のアメリカ公立図書館史』川崎訳，京図研，2017，429p；W.A. Wiegand, *The Desegregation of Public Libraries in the Jim Crow South*, 2018, p. 204.

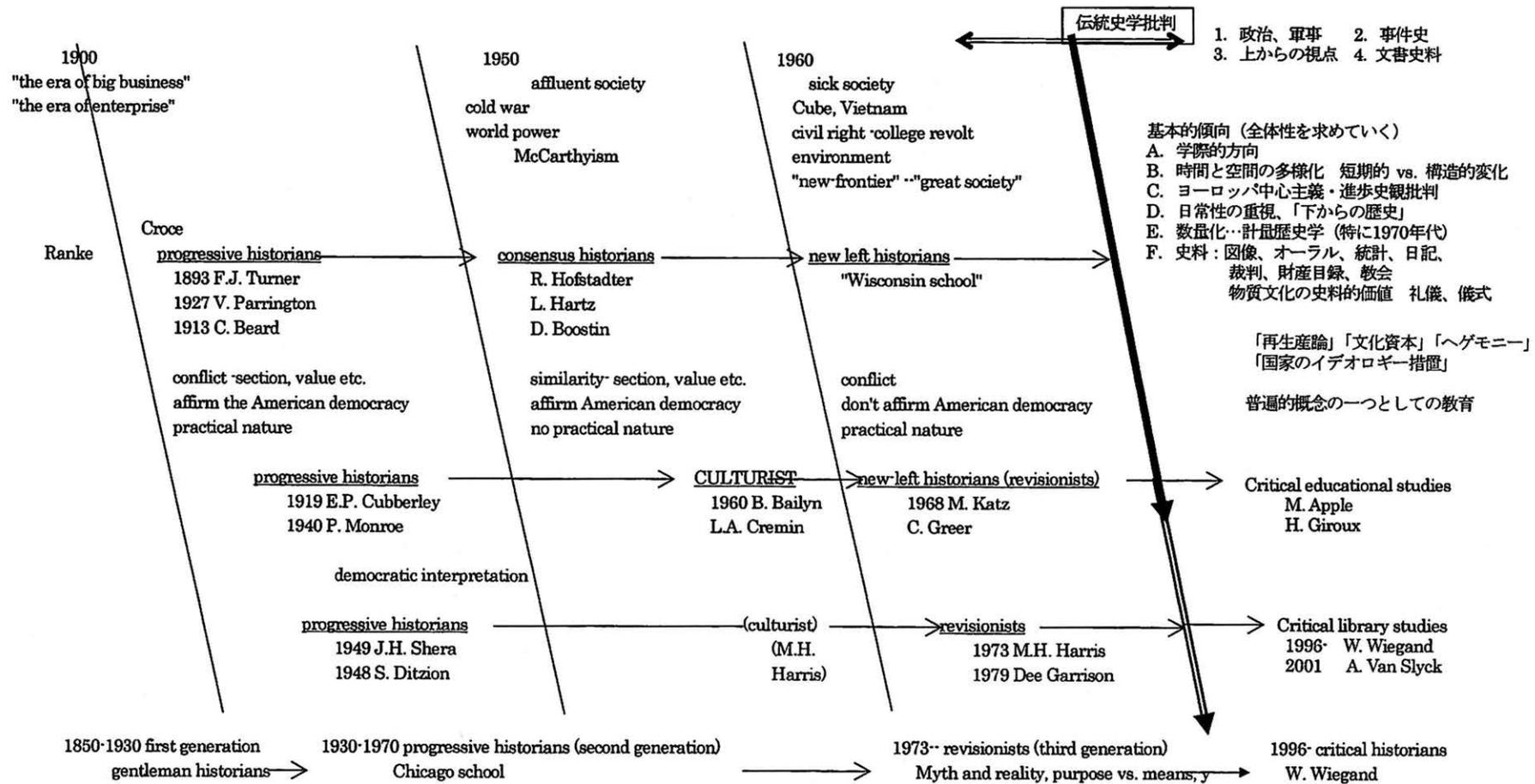
(3)-(3)

川崎『開かれた図書館とは：アメリカ公立図書館と開架制』京図研，2018，269p；川崎『アメリカ大都市公立図書館と「棄てられた」空間：日刊新聞・階級・1850-1930年』京図研，2016，267p；川崎「ボストン公立図書館の利用規則と年齢制限が示す意味：1853-1875年」『図書館界』近刊

表1 アメリカ公立図書館史研究の4つの世代

	著者	書名	刊行年	対象年代・地域	特徴1	特徴2
第1世代	Josiah Quincy	<i>The History of the Boston Athenaeum</i> , Cambridge, MA, Metcalf and Co., 263p.	1851	1807-1851	素朴実証主義	過去の客観的再現
第2世代	Jesse H. Shera	※ <i>Foundations of the PL</i> , Chicago, University of Chicago Press, 308p.	1949	1629-1855 ニューイングランド	民主的解釈	社会要因理論
	Sidney Ditzion	※ <i>Arsenals of a Democratic Culture</i> , Chicago, American Library Association, 263p.	1947	1850-1900 ニューイングランド 中部大西洋岸	民主的解釈	民主主義理論
第3世代	Michael H. Harris	"The purpose of the American Public Library," <i>Library Journal</i> , vol. 98, 1973, p. 2509-2514.	1973	1850-	修正解釈	社会統制論
	Dee Garrison	※ <i>Apostles of Culture</i> , New York, Macmillan Information, 319p.	1979	1876-1920	修正解釈	女性化理論
第4世代	Wayne A. Wiegand	※ <i>Irrepressible Reformer</i> , Chicago, American Library Association, 403p.	1996	人物史	批判理論	文化調整論 プリント・カルチャー史 場の理論 読書理論
		※ <i>The Politics of an Emerging Profession</i> , Westport, CT: Greenwood Press, 322p.	1986	1876-1917		
		※ <i>Main Street Public Library</i> , University of Iowa Press, 244p.	2011	1876-1956 中西部		
		※ <i>Part of Our Lives</i> , New York, Oxford University Press, 331p.	2015	通史		
	Abigail Van Slyck	※ <i>Free to All</i> , University of Chicago Press,	1995	1890-1920 カーネギー図書館	批判理論	建築史
Christine Pawley	<i>Reading on the Middle Border</i> , University of Massachusetts Press, 265p.	2001	1890-1895 中西部 (Osage, Iowa)	批判理論	プリント・カルチャー史	

注: ※印は日本語訳がある



図書館史学第3世代以降：背景

- ①教育史学：Bowles, Gintis『アメリカ資本主義と学校教育』（訳、1986）  
→M. Apple, H. Giroux 不平等や支配と教育とのかわりの解明 (relational analysis)  
・ class, gender, race ・ 一定の価値のひそかな教え込み
- ②ハーバーマス『公共性の構造転換』（訳 1973; 英訳 1989）  
→R.D. Putnam『孤独なボウリング』（2000; 訳 2006）, *Better Together* (2003)  
R. Oldenburg *The Great Good Place* (1999)
- ③アナール派：H. Lefebvre『空間の生産』（1984; 訳 2000）  
M. Foucault『監獄の誕生』（1975; 邦英 1977）
- ④Access v. Holding
- ⑤Print culture, Reading Studies: SHARP (1991) →Book History(1998)
- ⑥図書館史研究の環境土台

伝統図書館史学批判

- ①ボストン公立図書館、大都市公立図書館（特に中央館）、男性図書館指導者、白人中産階級、東部大西洋岸、制度史への傾斜、活字文献資料中心の実証的研究（アーカイブ資料の利用は少ない）、有用な知識中心  
**批判的図書館史研究**
- ②the user in the life of the library →the library in the life of the user
- ③class, race, gender / economy, politics, culture, technology の matrix
- ④常識とされていることの持つ意味を再検討
- ⑤対抗軸の設定：階級、人種、男女、東部・西部、中央館・分館、エリート利用者対労働者利用者、「真面目な読者」対「気楽な訪問者」、素人対専門職、「男性図書館指導者」対「女性図書館員」、「閉空間（貸出机）」対「開空間（芝生）」、ビジネス地区対住居地区
- ⑥book culture, print culture, American cultural studies への展開

- ・ W. Wiegand
- ・ C. Pawley
- ・ VanSlyck
- ・ T. Samek
- ・ J. Bushman

図1 4つの世代のマクロな背景：暫定版

2018年11月3日

第66回日本図書館情報学会研究大会

### 発表辞退のお知らせ

第66回日本図書館情報学会研究大会のプログラム、並びに、『第66回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』について、以下の通り、発表辞退に伴う変更がございました。ご訂正をお願い申し上げます。

該当箇所	発表題目	発表者
ポスター発表辞退 p. iii「研究発表プログラム」 pp.111-112「ポスター発表」	日本の漢籍デジタルアーカイブの書誌データ項目 ～漢籍目録用フォーマットとの比較～	氏名:木村麻衣子 所属:慶応義塾大学

以上